

資 料 編

目 次

【1 条例、協定等】

1	香川県防災対策基本条例	1
2	善通寺市防災会議条例	9
3	善通寺市防災会議運営要綱	11
4	善通寺市災害対策本部条例	13
5	善通寺市水防協議会条例	14
6	香川県消防相互応援協定	15
7	香川県防災ヘリコプター応援協定	17
8	防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等	19
9	緊急消防援助隊部隊応援要請系統図	26
10	緊急消防援助隊応援要請連絡票	27
11	広域航空応援受援マニュアル	28
12	災害時の相互応援に関する協定書	35
13	その他災害時協定一覧	37

【2 防災上注意すべき区域等】

1	河川重要水防区域	39
2	ため池重要水防区域	39
3	急傾斜地崩壊危険箇所	40
4	土石流危険溪流	42
5	地すべり危険箇所	44
6	山腹崩壊危険地区	45
7	崩壊土砂流出危険地区	46
8	土砂災害警戒区域・特別警戒区域（土石流）	47
9	土砂災害警戒区域・特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）	49
10	土砂災害警戒区域・特別警戒区域（地すべり）	51

【3 危険物等施設関係】

1	危険物施設	52
2	高圧ガス関係施設	53
3	火薬類等貯蔵施設	53

【4 気象関係】

1	雨量観測所	54
2	水位観測所	54

3	震度観測点	54
4	防災行政無線による気象情報伝達系統	55
5	気象庁震度階級関連解説表	56
6	土砂災害警戒情報発表例	57
【5 消防水防関係】		
1	消防本部現勢	58
2	消防団現勢	59
3	消防水利の現況	60
4	市の管理する水防倉庫備蓄資機材基準	61
【6 医療救護関係】		
1	大災害時の医療救護体制	62
2	災害時用備蓄医薬品等の確保系統図	63
【7 保健・衛生計画】		
1	栄養相談・指導活動体系図	64
2	精神保健活動体系図	66
3	廃棄物処理施設、し尿処理施設	67
4	火葬場	68
【8 食料品等の備蓄、調達関係】		
1	生活必需物資等の調達方法	69
2	備蓄物資一覧	70
【9 通信、交通関係】		
1	香川県防災行政無線システム回線構成図	71
2	災害時優先電話	72
3	香川県地方通信ルート	72
4	鉄道災害時の連絡表	73
5	緊急通行車両の標章及び確認証明書	74
【10 避難収容関係】		
1	避難所一覧	73
2	避難勧告等の標準的な意味合い	75
3	避難勧告等の発令の参考となる情報（河川等の氾濫）	77
4	避難勧告等の発令の参考となる情報（土砂災害）	78
5	土砂災害の前兆現象	80

【11 その他】

1	自主防災組織の現況	81
2	市内の文化財	82
3	災害救助法による救助の程度、方法及び期間	83
4	被災者生活再建支援制度の概要	86

資料 1 - 1 香川県防災対策基本条例

平成 18 年 7 月 15 日条例第 57 号

平成16年に県内に甚大な被害をもたらした台風災害を受け、本県でも防災対策が重要であることが改めて認識された。また、近い将来発生すると予測されている南海地震に備えるためにも、より一層の防災対策の充実が必要である。

これまでの防災対策は、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画等により、県、市町等公的な機関が行う災害への対応を中心に実施されてきた。

しかし、これまでの災害の状況にかんがみ、被害を軽減するためには、公的な機関が行う防災対策のみならず、県民が自ら行う防災対策が重要であると改めて認識した。

県民が自らの身は自らで守る「自助」、地域の安全は地域住民が互いに助け合って守る「共助」及び行政による「公助」という理念の下、県民、市町及び県が、協働して防災対策を行うことで、被害を最小限度にとどめることができる。

こうした考えを県民、市町及び県が共有し、災害に強い人づくりと県土づくりを行うため、ここに、私たちは、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、防災対策の基本理念を定めるとともに、県民、市町及び県の責務等を明らかにすることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い県づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 地震、津波、洪水、高潮、土石流その他の自然現象により生ずる被害をいう。
- (2) 防災対策 災害を未然に防止し、及び災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐために行う対策をいう。

(基本理念)

第 3 条 防災対策は、県民が自らの身は自らで守る自助を原則とし、自助を前提に地域の安全を地域住民が互いに助け合って守る共助に努め、市町及び県が公助を行うことを基本とし、県民、市町及び県が、それぞれの役割を果たし、協働して行わなければならない。

(県民の責務)

第 4 条 県民は、基本理念にのっとり、自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努めるものとする。

(市町の役割)

第 5 条 市町は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、県及び関係機関と連携し、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努めるものとする。

2 市町は、この条例に規定する市町の施策について、当該市町の地域防災計画（災害対策

基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。以下同じ。）に定めるところにより、その施策を行うものとする。

（県の責務）

第6条 県は、基本理念にのっとり、災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、市町を支援するとともに、市町及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努めるものとする。

2 県は、地域防災計画をこの条例に規定する施策に沿って定めるものとする。

第2章 災害予防対策

第1節 県民等

第1款 県民

（防災知識の習得等）

第7条 県民は、防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、災害の発生原因となる自然現象（以下「災害発生現象」という。）の種類ごとの特徴、予測される被害、災害発生に対する備え及び災害発生現象に遭遇した場合にとるべき行動に関する知識の習得に努めるものとする。

2 県民は、自らが生活する地域について、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報（以下「地形等災害情報」という。）を収集するよう努めるものとする。

3 県民は、災害発生現象の態様に応じた避難場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族等で確認しておくよう努めるものとする。

（災害情報の提供）

第8条 不動産を譲渡し、交換し、又は貸し付けようとする者は、その相手方に対して、あらかじめ当該不動産についての地形等災害情報を提供するよう努めるものとする。

（建築物の所有者等の防災対策）

第9条 建築物の所有者は、当該建築物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努めるものとする。

2 県民は、家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努めるものとする。

3 ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努めるものとする。

（用具の備え）

第10条 県民は、災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、消火器その他の必要な用具を備えるよう努めるものとする。

（県民による備蓄等）

第11条 県民は、災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、及びラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努めるとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。

（避難行動要支援者による情報の提供）

第12条 高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるもの（以下「避難行動要支援者」という。）は、市町、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）等に、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するように努めるものとする。

（自主防災組織への参加等）

第13条 県民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、及びその活動に積極的に参加するように努めるものとする。

第2款 自主防災組織

（災害危険場所の確認等）

第14条 自主防災組織は、第25条第1項、第2項又は第4項の規定により市町又は県が提供する情報等を活用して、あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するように努めるものとする。

2 自主防災組織は、あらかじめ、災害発生現象の態様に応じた避難場所、避難の経路及び方法等を確認するように努めるものとする。

3 自主防災組織は、前2項の規定により確認した情報その他防災に関する情報を示した地図を作成し、及び周知するように努めるものとする。

（避難行動要支援者への支援体制の整備）

第15条 自主防災組織は、あらかじめ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における地域の避難行動要支援者の避難誘導、避難支援等を、市町及び関係機関と連携して行うための体制を整備するように努めるものとする。

（地域住民の行動基準の作成等）

第16条 自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に地域住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準を作成し、及び周知するように努めるものとする。

（防災意識の啓発等）

第17条 自主防災組織は、地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るため、研修等を行うように努めるものとする。

（自主防災組織による備蓄）

第18条 自主防災組織は、災害発生に備えて、地域の実情に応じて必要となる資機材及び物資を備蓄しておくように努めるものとする。

（市町等との連携）

第19条 自主防災組織は、市町が行う避難準備情報、避難勧告及び避難指示（以下「避難準備情報等」という。）の発表等の基準、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の市町との役割分担等について、あらかじめ市町と協議し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地域に密着した防災対策が円滑かつ効果的に実施されるように努めるものとする。

2 自主防災組織は、防災対策に取り組むに当たっては、市町、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するように努めるものとする。

第3款 事業者

(事業者の災害予防対策)

第20条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、あらかじめ、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努めるものとする。

(地域への協力)

第21条 事業者は、その所有し、又は管理する施設を避難場所として使用することその他の防災対策について、地域住民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努めるものとする。

(市町及び県への協力)

第22条 事業者は、市町及び県が実施する防災対策の推進に協力するよう努めるものとする。

第4款 学校等

第23条 小学校、中学校、幼稚園又は保育所を設置し、又は管理する者は、児童、生徒又は幼児が、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保することができるように、災害及び防災に関する教育の実施に努めるものとする。

第2節 市町及び県

(防災意識の啓発等)

第24条 市町は、住民の防災対策の実施を促すため、自主防災組織及び関係機関と連携し、防災意識の啓発及び高揚並びに災害及び防災に関する知識の普及を図るものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

(災害情報の提供等)

第25条 市町は、地形等災害情報を住民に提供するものとする。

2 市町は、災害予測を示した地図を作成し、及び住民に周知するものとする。

3 県は、前2項の規定による施策の実施を支援するものとする。

4 市町及び県は、災害状況を記録し、及び公表するものとする。

(自主防災組織への支援)

第26条 市町は、自主防災組織の結成及び活動に対し、必要な支援を行うものとする。この場合において、市町は、自主防災組織の結成を目指している者及び自主防災組織の中心となって活動している者に対する支援について、特に配慮するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

(情報伝達体制の整備)

第27条 市町は、あらかじめ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害及び避難に関する情報の住民への提供並びに住民からの災害状況、住民の安否その他の情報の入手の手段を講じておくものとする。

2 市町は、あらかじめ、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者が帰宅し、到達し、又は避難するために必要な情報を提供するための体制を整備するものとする。

3 県は、あらかじめ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における気象、被害

その他の災害に関する情報の入手の手段を講じておくものとする。

4 県は、あらかじめ、前項に規定する情報を市町及び関係機関に提供するための手段を講じておくものとする。

5 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報の提供について、あらかじめ報道機関と連携を図るものとする。

(避難計画の作成等)

第28条 市町は、あらかじめ、自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成するものとする。

2 前項に規定する避難計画には、市町が行う避難準備情報等の発表等の基準、避難場所その他避難のために必要な事項を定めるものとする。

3 市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所の運営について、あらかじめ、避難場所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成するものとする。

4 市町は、自主防災組織及び関係機関と連携して、第1項に規定する避難計画及び前項に規定する行動基準を住民に周知するものとする。

5 市町は、あらかじめ、避難行動要支援者の把握に努め、自主防災組織及び関係機関と連携して、避難行動要支援者の支援を行うための体制を整備するものとする。

6 市町は、あらかじめ、関係機関と連携して、疾病等のために通常の避難場所では生活することができない住民が避難することができる施設を確保するものとする。

(市町及び県による備蓄)

第29条 市町及び県は、災害発生に備えて、避難者のために必要な物資を備蓄しておくものとする。

(地域防災力の強化)

第30条 市町は、防災体制の整備、消防団の拡充その他の地域防災力の強化を図るものとする。

(医療救護体制の整備)

第31条 市町は、あらかじめ、医療救護計画を作成し、災害による傷病者への治療の拠点となる病院等(以下「救護病院等」という。)を指定するなど災害が発生した場合における医療救護体制を整備するものとする。

2 県は、前項に規定する医療救護体制を支援するため、あらかじめ、救護病院等のみでは対応することができない傷病者に備えた広域救護病院の指定、医薬品、医療器具等を確保するための体制の整備等広域医療救護体制を整備するものとする。

(公衆衛生の確保)

第32条 県は、あらかじめ、市町と連携して、災害が発生した場合に感染症の発生の予防及びまん延の防止その他の公衆衛生を確保するための体制を整備するものとする。

(輸送体制の整備)

第33条 県は、あらかじめ、緊急輸送路を指定し、及び周知するとともに、関係事業者等との間に協力に関する協定を締結するなど災害が発生した場合における備蓄物資等の輸送体制を整備するものとする。

(他の地方公共団体等との連携体制の整備)

第34条 市町は、あらかじめ、他の市町、関係事業者等との間に応援等に関する協定を締結するなど災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に連携して活動するための体制を整備するものとする。

2 県は、あらかじめ、自衛隊、他の都道府県、関係事業者等との間に広域的な連携に関する協定を締結するなど災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に迅速に被災地又は被災するおそれがある地域への支援を行うための体制を整備するものとする。

(ボランティア活動への支援等)

第35条 市町は、災害が発生した場合にボランティアによる防災活動（以下「ボランティア活動」という。）に必要な場所、情報等の提供を行うことができるよう、あらかじめ対策を講じておくものとする。

2 市町及び県は、ボランティア活動を目的としている団体と、平常時から連携を図るものとする。

3 市町及び県は、ボランティア活動への参加について啓発を行うとともに、ボランティア活動への参加方法、ボランティア活動時の注意事項等ボランティア活動を行うために必要な知識の普及を図るものとする。

(公共施設の整備)

第36条 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に避難場所等として使用されるその所有し、又は管理する施設について、計画的な耐震化及び非常電源設備等の整備を行うものとする。

2 市町及び県は、道路、公園、河川、港湾等の施設について、防災上の観点から、定期的な点検を行うとともに、計画的に整備するものとする。

(職員への研修等)

第37条 市町及び県は、その職員に対し研修等を行い、当該職員の災害及び防災に関する知識の習得並びに防災意識の高揚を図るものとする。

2 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に的確かつ迅速に対応することができるよう、あらかじめ、危機管理体制を整備するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の行動等についてその職員に周知するものとする。

第3章 災害応急対策

第1節 県民等

(避難及び避難場所)

第38条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自ら当該災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難するほか、市町が避難勧告又は避難指示を発したときは速やかにこれに応じて行動するものとする。

2 避難場所に滞在する者は、第28条第3項に規定する行動基準に従うものとする。

3 避難場所の管理者等は、第28条第3項に規定する行動基準に従い、市町及び自主防災組織と連携して避難場所を運営するものとする。

(車両使用の自粛等)

第39条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法、

道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令の規定に基づき公安委員会又は警察官が行う車両の通行の禁止その他の道路における交通の規制を遵守するほか、当該交通の規制が行われていない道路においても車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両の円滑な通行の確保等に協力するよう努めるものとする。

（危険建築物等の取扱い）

第40条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、倒壊、附属物の落下等の危険がある建築物又は工作物（以下「危険建築物等」という。）による被害の発生又は拡大を防ぐため、速やかに危険建築物等から避難し、又は危険建築物等に近づかないものとする。

2 前項に規定する場合において、危険建築物等の所有者又は管理者は、必要に応じて当該危険建築物等が危険である旨の表示を行うよう努めるものとする。

（自主防災組織の災害応急対策）

第41条 自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、地域において、情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を積極的に行うよう努めるものとする。

（事業者の災害応急対策）

第42条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、来客者、従業員等の安全を確保するとともに、地域住民及び自主防災組織と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を積極的に行うこと等により地域住民の安全を確保し、地域の被害を最小限度にとどめるよう努めるものとする。

第2節 市町及び県

（応急体制の確立）

第43条 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、的確かつ迅速な避難、救助、医療等の応急対策が講じられるよう必要な応急体制を速やかに確立するものとする。

（災害発生情報の収集、提供等）

第44条 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害状況、住民の安否その他の災害発生に関する情報を的確かつ迅速に収集するものとする。

2 市町及び県は、それぞれ、収集した災害発生に関する情報をあらかじめ定める部局において、集中して管理するものとする。

3 市町は、住民の安全かつ迅速な避難を促すため、第27条第1項に規定する情報の提供の手段を活用して災害予測等の情報を提供するものとする。

4 市町は、収集した災害発生に関する情報を速やかに県に報告するものとする。

5 県は、収集した災害発生に関する情報を速やかに市町に提供するものとする。

（県から市町への応援）

第45条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町から応急対策の実施について応援を求められたときは、第34条第2項に規定する広域的な連携に関する協定を活用する等により、速やかにその求めに応ずるものとする。

第4章 防災対策の計画的な推進等

(目標の設定及び実施状況の点検)

第46条 県は、保有施設の耐震化その他の防災対策の数値目標を定め、及び公表するものとする。

2 県は、防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにし、その結果を公表するとともに、地域防災計画の見直しに当たっては、当該課題に配慮するものとする。

3 県は、市町の防災対策の実施状況について定期的に報告を求め、及びその内容を公表するものとする。

(防災対策の点検)

第47条 県民、自主防災組織、事業者及び学校等（以下「県民等」という。）は、自らの防災対策を定期的に点検するよう努めるものとする。

(防災訓練の実施)

第48条 県民等並びに市町及び県は、各々又は相互に連携して、災害に対応する能力を向上させるため、防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(県民防災週間)

第49条 県民の防災意識の高揚及び防災対策の一層の充実を図るため、県民防災週間を設ける。

2 県民防災週間は、この条例の施行の日（同日の属する年の翌年以後の年にあつては、同日に相当する日）を初日とする1週間とする。

3 県民防災週間においては、県民等は、自らの防災対策の一層の充実に努めるものとする。

4 県民防災週間においては、市町及び県は、県民の防災意識の高揚のための活動の一層の充実を図るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1－2 善通寺市防災会議条例

昭和 38 年 7 月 12 日条例第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第 6 項の規定に基づき、善通寺市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 善通寺市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 香川県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 香川県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (9) その他特に市長が必要と認める者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 7 号、8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、香川県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されたものとみなす。

(議事等)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営について必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則（平成7年3月30日条例第4号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第11号）
この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月19日条例第24号）
この条例は、公布の日から施行する。

資料 1－3 善通寺市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、善通寺市防災会議条例（昭和38善通寺市条例第19号）第5条の規定に基づき、善通寺市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 防災会議の会議は、委員の半数が出席しなければ開くことができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第3条 会長は、会議録を作成し、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 付議案件及び会議の経過
- (4) 議決事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(代理者)

第4条 委員は、やむを得ない事情等により防災会議の会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し、会長に届け出なければならない。

(専決処分)

第5条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次に掲げる事項について、専決処分することができる。

- (1) 災害に関する情報の収集に関すること。
- (2) 災害が発生した場合の災害応急対策及び災害復旧に係る関係機関相互間の連絡調整に関すること。
- (3) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他の必要な協力を求めること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、防災会議にその旨を報告しなければならない。

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は、総務部防災管理室において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

資料 1－4 善通寺市災害対策本部条例

昭和 38 年 7 月 12 日条例第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の 2 第 8 項の規定に基づき、善通寺市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部について必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 26 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 19 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1 - 5 善通寺市水防協議会条例

昭和 62 年 12 月 22 日条例第 14 号

(設置)

第 1 条 水防法（昭和24年法律第193号）第34条第 1 項の規定により、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、善通寺市水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(会長)

第 2 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代行する。

(任期)

第 3 条 関係行政機関の職員たる委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、その任期においても委員を免じ又は解職することができる。

(招集)

第 4 条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(会議)

第 5 条 協議会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第 6 条 協議会に幹事及び書記若干名を置き、会長が任命又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け庶務を処理し、書記は上司の命を受け庶務に従事する。

(委任)

第 7 条 前各条に定めるもののほか必要な事項は、協議会に諮り市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和63年 1 月 1 日から施行する。

(特別職の職員で非常勤の者の報酬等に関する条例の一部改正)

2 善通寺市特別職の職員で非常勤の者の報酬等に関する条例（昭和40年善通寺市条例第13号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成18年12月12日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 3 月 16 日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1－6 香川県消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、香川県下の市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）が、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため相互応援協定を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(区域及び対象)

第2条 この協定の実施区域は、香川県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、「災害等」とは、大規模災害、風水害及びその他の突発的災害並びに救急車による搬送及び救助隊の出動を必要とする事故等で、応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 普通応援

市町等が当該市町等の区域外において、当該市町等に接する地域及び当該地域周辺部で災害等が発生した場合に、発生地の子町等の長（以下「受援側の長」という。）の要請を待たずに出動する応援。

(2) 特別応援

市町等が当該市町等の区域外において災害等が発生した場合に、受援側の要請に基づいて出動する応援。

(応援要請の方法)

第5条 応援の要請は、受援側の長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして受援側の市町等の長（以下「受援側の長」という。）に対して行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害の発生場所

(3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別数量

(4) 応援隊の集結場所

(5) その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、受援側は直ちに受援側に口頭等で連絡するものとする。

3 特別応援を要請した受援側の長は、事後、速やかに第1項各号の事項を明記した文書（別紙様式1）を受援側の長に提出するものとし、また、受援側の長は、応援活動状況（別紙様式2）を受援側の長に提出するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた受援側の長は、当該管轄区域内の消防業務に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 受援側の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、到着予定時刻及び出動人員並びに機械器具及び消火薬剤等の種別数量を、派遣しがたいときはその旨を、遅滞なく受援側の長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第7条 受援側の長は、応援隊の集結場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4の規定に基づき、受援側の長が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(応援隊の報告)

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地本部総指揮者に報告するものとする。

(費用の負担)

第10条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職団員の手当等に関する費用は、原則として受援側の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理及び応援隊員の死傷による災害補償等の重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。
- (3) 前各号以外の経費については、原則として受援側の負担とする。

2 前項に定めるもののほか、特別な事情等により必要な事項が生じた場合は、当事者間において協議のうえ決定する。

(改廃)

第11条 この協定の改廃は、協定者が協議のうえ行うものとする。

(委任)

第12条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、関係市町等の消防長等が協議のうえ定める。

附 則

- 1 この協定は、昭和61年12月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書49通を作成し、記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和61年12月1日

5市長、38町長、6事務組合管理者

資料 1-7 香川県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、香川県下の市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）が災害等による被害を最小限に防止するため、香川県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は香川県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害等とは、大規模火災、風水害及びその他の突発的災害並びに救急業務及び救急業務を必要とする事故等をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害等が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長が、次のいずれかの活動に該当し、かつ、公共性、緊急性が高く、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、香川県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急対策活動
- (4) 火災防衛活動

2 応援要請は、香川県総務部消防防災課防災航空担当（以下「防災航空隊」という。）に、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害等の種類
- (2) 災害等の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害等発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害等発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により消防活動を応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長（消防本部を置かない町にあっては当該町長）が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長から隊員を派遣している市町等の長に対し、香川県消防相互応援協定（以下「相互応援協定」とい

う。) 第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、香川県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第10条の規定にかかわらず、香川県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、香川県及び市町等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成6年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書 50 通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

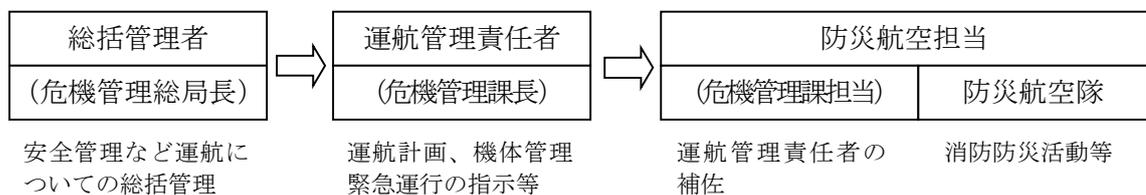
平成6年4月1日

県知事、5市長、38町長、6事務組合管理者

資料1-8 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等

運航体制

- 1 運航基地 香川県高松市香南町岡（高松空港） 四国航空(株)内
- 2 運航日数 365日勤務
- 3 運航時間 午前8時30分から午後5時15分まで
(緊急時は、日の出から日没まで)
- 4 隊の編成 航空隊員（県内の消防（局）本部から派遣）8名及び民間委託している操縦士並びに整備士等で構成
- 5 運航管理



6 活動別搭乗人員

区分		職種	操縦士	整備士	航空隊員	航空隊員の役割
航空隊員の常駐人員			1名	1名	5～6名	
ヘリ活動時の搭乗人員	①救急活動		1名	1名	2～4名	活動内容により要員を決定する。
	②救助活動		1名	1名	4名	機内安全要員1名 機内操作要員1名 降下要員2名
	③火災防御活動		1名	1名	2名	機内安全要員1名 散水操作要員1名
	④その他活動		1名	1名	1～5名	活動内容により要員を決定する。
休日体制			1名	1名	5～6名	
夜間体制			—	—	—	

* 災害状況により変更する場合がある。

運航基準

防災ヘリコプターの運航基準については、「香川県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「香川県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるが、概要は次のとおりである。

1 防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急対策活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防対策活動
- (7) 消防防災訓練活動
- (8) 一般行政活動
- (9) その他総括管理者が必要と認める活動

2 災害別活動内容（緊急運航）

救急	① 「香川県防災ヘリコプターによる緊急搬送の要請基準」に基づく要請があった場合 ② 転院搬送で、医師が、ヘリコプターによる搬送が必要と判断し、かつ、医師等の専門知識を有する者が搭乗できる場合
救助	① 高層ビル等火災における救助 ② 水難事故及び山岳遭難等における捜索・救助 ③ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故救助 ④ その他特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
災害応急対策	① 被災状況の偵察、情報収集活動 ② 救援物資、人員、資機材等の搬送 ③ その他災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
火災防御	① 偵察、情報収集活動 ② 林野火災における空中消火 ③ 資機材等の搬送 ④ その他火災防御上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

香川県防災ヘリコプターによる救急搬送の要請基準

次の1.～3.のいずれかに該当する場合には、消防機関及び直島町は、可及的速やかに香川県防災航空隊に防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

1. 事故等の目撃者等から一（1）から（11）のいずれかの症例等の119番通報があり、受信した指令課（室）員が、二に掲げる地理的条件に該当すると判断した場合

一 症例等

（1）自動車事故

- イ 自動車からの救出
- ロ 同乗者の死亡
- ハ 自動車の横転
- ニ 車が概ね50 cm以上つぶれた事故
- ホ 客室が概ね30 cm以上つぶれた事故
- ヘ 歩行者若しくは自転車が、自動車にはねとばされ、又はひき倒された事故

（2）自動車事故

- イ 時速35 km程度以上で衝突した事故
- ロ ライダーがオートバイから放り出された事故

（3）転落事故

- イ 3階以上の高さからの転落
- ロ 山間部での滑落

（4）窒息事故

- イ 溺水
- ロ 生き埋め

（5）列車衝突事故

（6）航空機墜落事故

（7）傷害事件（撃たれた事件、刺された事件）

（8）重傷が疑われる中毒事件

（9）バイタルサイン

- イ 目を開けさせる（覚醒させる）ためには、大声で呼びかけつつ、痛み刺激（つねる）を与えることを繰り返す必要がある。（ジャパンコーマスケールで30以上）
- ロ 脈拍が弱くてかすかしかふれない、全く脈がないこと
- ハ 呼吸が弱くて止まりそうであること、遠く、浅い呼吸をしていること、呼吸停止
- ニ 呼吸障害、呼吸がだんだん苦しくなってきたこと

（10）外傷

- イ 頭部、頸部、躯幹又は、肘もしくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血
- ロ 2ヶ所以上の四肢変形又は四肢（手指、足趾を含む。）の切断
- ハ 麻痺を伴う肢の外傷
- ニ 広範囲の熱傷（体のおおむね1/3を超えるやけど、気道熱傷）
- ホ 意識障害を伴う電撃症（雷や電線事故で意識がない）

へ 意識障害を伴う外傷

(11) 外傷

- イ けいれん発作
- ロ 不穏状態（酔っぱらいのように暴れる状態）
- ハ 新たな四肢麻痺の出現
- ニ 強い痛みの訴え（頭痛、胸痛、腹痛）

二 地理的条件

- (1) 事案発生地点がヘリコプターの有効範囲（救急車又は船舶を使用するよりも、ヘリコプターを使用するほうが、覚知から病院到着までの時間を短縮できる地域をいう。）内であること
 - (2) (1) には該当しないが、諸般の事情（地震、土砂崩れ等によって事案発生地に通じる道路が寸断された場合等）により、ヘリコプター搬送をすると、覚知から病院搬送までの時間を短縮できること
2. 1. に該当しない場合であっても事案発生地までの距離等により、ヘリコプターを使用すると救急自動車又は船舶を使用するよりも 30 分以上搬送時間が短縮できる場合
3. 現場の救急隊員からの要請がある場合

緊急運航応援要請の方法

香川県内の市町長又は消防の一部事務組合管理者の知事に対する防災ヘリコプターの緊急運航の要請は、「香川県防災ヘリコプター応援協定」及び「香川県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるが、概要は次のとおりである。

1 要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次のいずれかに該当し、かつ、公共性、緊急性が高く、防災ヘリコプターの活動を必要とする場合に、市町長又は消防の一部事務組合管理者は要請を行うものとする。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急対策活動
- (4) 火災防御活動

2 応援要請の方法

知事（危機管理課）に対する要請は、電話又はファクシミリにより、次の事項について連絡を行うとともに、事後すみやかに「防災ヘリコプター緊急運航要請書」を提出する。

- (1) 災害等の種別
- (2) 災害等の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害等発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) 災害現場の指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (7) その他必要な事項

3 緊急要請連絡先

香川県防災航空隊	TEL (NTT)	087-879-0119
		087-879-1900
	FAX (NTT)	087-879-1400
	TEL (防災)	433-561
	FAX (防災)	433-581

※

夜間（17時15分～8時30分）に連絡を要する場合は、県庁危機管理課（不在の場合は県庁守衛室）へ行くこと。

- ・ 県庁危機管理課 TEL (NTT) 087-832-3186 (防災担当)
TEL (防災) 200-5066
- ・ 県庁守衛室 TEL (NTT) 087-831-1111
TEL (防災) 200-7-2165

4 緊急運航の要件

緊急運航は、原則として、次の要件を満たす場合に運航するものとする。

- (1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害等から保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)
- (3) 非代替性 防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。
(既存の資機材等では、十分な活動が期待できない、又は活動できない場合。)

5 受入れ体制

緊急運航を要請した市町長又は消防の一部事務組合管理者は、防災航空隊と緊密な連絡をとるとともに、必要に応じ、次の受け入れ体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への手配
- (3) 傷病者の空輸の適否についての確認
- (4) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (5) その他必要な事項

6 報告

緊急運航を要請した市町長又は消防の一部事務組合管理者は、災害等が収束した場合、「災害等状況報告書」を運航管理責任者（香川県危機管理課長）に報告するものとする。

7 経費負担

応援に要する運航経費は、香川県が負担する。

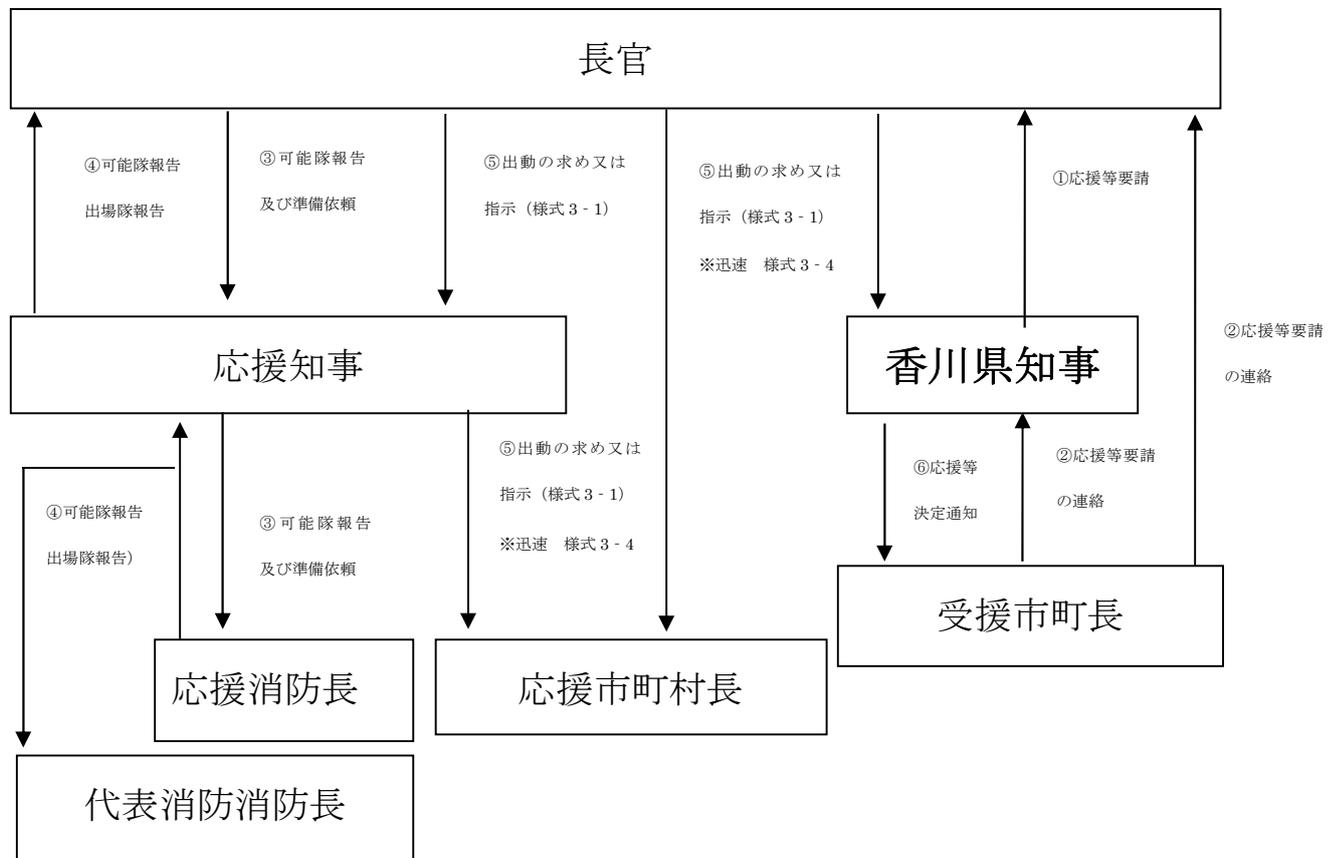
防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場

名称	場所	所在地	管理者	連絡先	座標
与北	鉢伏ふれあい公園 グラウンド	善通寺市 与北町 2055-1	(公財) ハー トスクエア善 通寺	0877- 62-7400	N 34° 13' 47" E 133° 48' 15"
自衛隊駐屯地	陸上自衛隊 善通寺駐屯地	善通寺市 南町 2-1-1	陸上自衛隊善 通寺駐屯地	0877-- 62-2311	N 34° 13' 16" E 133° 46' 38"
善通寺野球場	善通寺市宮野球場	善通寺市 弘田町 1847	(公財) ハー トスクエア善 通寺	0877 62-7400	N 34° 13' 44" E 133° 45' 53"
四国こどもと おとなの医療 センター	四国こどもとおと なの医療センター 場外離着陸場	善通寺市 仙遊町 2-1-1	四国こどもと おとなの医療 センター	0877- 62-1000	N 34° 13' 46" E 133° 46' 18"

(資料：善通寺市消防本部)

資料 1 - 9 緊急消防援助隊応援要請系統図

緊急消防援助隊応援要請系統図



1 応援要請（法第 44 条第 1 項）

- ① 別記様式 1 - 1（応援等要請） 香川県知事→長官
- ② 別記様式 1 - 2（応援等要請の連絡） 受援市町村長→ 長官 ・ 香川県知事

2 出動可能隊数（法第 44 条第 1 ～ 4 項）

- ③ 別記様式 2 - 1（出動可能隊数報告及び準備依頼） 長官→知事（応援） ・ 市町村長（応援）
- ④ 別記様式 2 - 2（出動可能隊数・出動隊数報告） 都道府県→消防庁
- ④ 別記様式 2 - 2（出動可能隊数・出動隊数報告） 消防長（応援）→都道府県・代表消防機関

3 出動の求め又は指示（法第 44 条第 1 項～第 5 項）

- ⑤ 別記様式 3 - 1（出動の求め又は指示） 長官→知事（応援）・市町村長（応援）
- ※ 別記様式 3 - 4（出動の求め又は指示（迅速）） 長官→知事（応援）・市町村長（応援）

4 応援決定通知

- ⑥ 別記様式 3 - 2（応援等決定通知） 長官→知事（受援）・市町村長（受援）
- ⑦ 別記様式 3 - 3（出場隊数通知） 長官→知事（受援）・市町村長（受援）

資料 1-10 緊急消防援助隊応援要請連絡票

応援等要請のための連絡事項

第	報
平成	年 月 日 時 分

(消防庁長官 又は 都道府県知事) 殿

(市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分頃			
災害発生場所	都道府県		市区町村	
出動を希望する区域・活動内容				
災害の状況	原子力施設等	有・無	被害	有・無・不明
	石油コンビナート等	有・無	被害	有・無・不明

応援等連絡日時	平成 年 月 日 時 分			
必要とする応援隊 (必要とする際に口をつける。 必要隊数分かる場合は、 隊数を記入。)	出動可能な全隊	特殊 災害 小隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊		N災害対応小隊	
	指揮隊		B災害対応小隊	
	消火小隊		C災害対応小隊	
	救助小隊	特殊 装備 小隊	大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊		密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊		遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊		消防活動二輪小隊	
	航空小隊		震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊		水難救助小隊	
		その他()		
その他参考となるべき事項 (必要資機材等)				

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等が必要である旨の連絡は電話により直ちに行うこと。また、本様式による連絡は、上記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

資料1-11 広域航空応援受援マニュアル

第1 目的

本マニュアルは、香川地域において、大規模災害が発生した場合、広域航空応援に係る受け入れについて、迅速かつ的確に対応するための必要事項を定めるものとする。

第2 対象とする災害

本マニュアルを適用する災害は、地震、石油コンビナート、林野等の大規模な火災等で、広域的な航空受援を必要とする災害とする。

第3 航空隊員等の動員計画と連絡系統

隊長（又は副隊長）は、原則として災害出動中以外の運航を除き、全ての業務飛行を中断又は中止させ、「香川県防災航空隊の地震等災害発生時における動員計画」の連絡系統により、勤務を要しない隊員を含め全員を航空隊に参集させるものとする。また、運航管理委託先に対しては、運航、整備の動員計画を事前に立案させ、それに基づき運航担当者、整備担当者は参集するものとする。

第4 航空隊員の参集方法

可能な交通手段を用いて参集する。

- (1) 参集連絡を受信時、航空隊事務所到着予想時刻を連絡すること。
- (2) 参集途上における被害状況の把握に努めること。
- (3) 何らかの理由により参集できない場合は、その旨を隊長に報告し、指示を受けること。

第5 航空隊の初動体制

隊長は、災害発生入電と同時に、出動体制の準備を行うと共に、応援消防・防災航空隊を県と調整・選定する。要請先を決定すれば、直ちに応援消防・防災航空隊に対し、受援に伴う情報提供を情報確認表（第1号様式）により、FAX等で出動待機依頼を行うものとする。

1 航空隊員（勤務者）の任務

- (1) 航空隊員（勤務者）は、災害の内容、規模等を考慮し航空機に必要な資器材を搭載、出動準備体制を整え、準備が完了すれば隊長に報告するものとする。
- (2) 格納庫および高松空港基地内に不具合が生じ、機体の搬出ができない場合は、直ちに危機管理課長へ連絡するものとする。
- (3) 出動準備内容
 - ア 災害に対応する資器材の準備、搭載
 - イ 個人装備品の搭載
 - ウ 格納庫から機体搬出補助
 - エ 受援に伴う情報提供資料の準備、発送
 - オ 飛行場外離着陸場の選定

(選定条件)

- * 災害発生現場の直近で、現場指揮本部から連絡が容易な場所
- * 同時に3～4機着陸駐機が可能な場所

カ 発災消防本部等への地上支援指示

(指示内容)

- * 飛行場外離着陸場での警戒、散水
- * 飛行場外離着陸場使用に伴う関係機関への連絡
- * 離着陸ポイントにHマークの標示(直径7m)
- * 離着陸の支障とならない所に吹流しの設置
- * 発災場所の地図の準備(1/10,000)
- * 現場指揮本部との連絡手段(主運用波)の確保
- * 水利の確保等その他必要事項

2 機長の任務

(1) 担当機長は、災害発生を入電した際は、速やかに出動準備を行い隊長に報告するものとする。

(2) 出動準備内容

- ア 災害内容の確認
- イ 飛行場外離着陸場の選定
- ウ 気象状況の確認
- エ 飛行ルート決定
- オ 飛行計画の作成
- カ スポットの確保
- キ その他必要事項

3 整備士の任務

(1) 担当整備士は、災害発生を入電した際は、速やかに出動準備を行い、トーイングカーで駐機スポットまで牽引、点検後隊長に報告するものとする。

(2) 出動準備内容

- ア 航空機の点検準備
- イ 飛行場外離着陸場での燃料補給体制の確保
- ウ その他必要な事項

4 運航管理の任務

運航管理担当者は、災害を入電した際は、航空機が運航に必要な情報の収集を行うとともに、関係機関との連絡調整ならびに燃料補給等の調整を行うものとする。

5 招集航空隊員の任務

招集の指示により参集した隊員は、災害の内容、規模等により支援車に必要な資器材を積載し直ちに飛行場外離着陸場へ出向し応援機受け入れ準備等を行うものとする。

第6 航空機の出動と災害状況報告及び応援航空隊正式要請等航空隊員(勤務者)は、航空機の出動準備と要請先への情報提供が完了次第直ちに航空機で出動し、災害状況の偵察及び情報収集活動等を行い結果を報告するものとする。

1 報告先

- (1) 香川県危機管理課（防災行政無線 ぼうさいかがわへり 1→ぼうさいかがわ）
- (2) 発災地現場指揮本部（消防無線 主運用波）

2 報告内容

- (1) 災害現場を撮影したビデオテープ等
- (2) 火災発生状況及び風水害状況等
 - ア 延焼範囲
 - イ 延焼方向
 - ウ 倒壊家屋の状況
 - エ 土砂崩れ等の状況
 - オ 水没地区、家屋の状況
 - カ 河川、ため池の状況
- (3) 主要道路の状況等
 - ア 国道の崩壊（水没）状況
 - イ 県道の崩壊（水没）状況
 - ウ 橋りょうの崩壊（水没）状況
- (4) 海岸線の状況
 - 高潮等の状況
- (5) 石油港地等危険物施設の状況
 - ア 災害発生状況
 - イ 油等の漏洩状況
 - ウ タンク破損状況
- (6) 情報収集時の搭載資器材
 - ア ビデオカメラ（テープ、予備バッテリー）
 - イ デジタルカメラ、カメラ（フィルム予備）

3 応援航空隊正式要請

隊長は、偵察・情報収集活動の結果を基に、発災指揮本部長及び危機管理課に対し災害状況に応じた必要応援機体数を進言する。指揮本部長の決定を受けて、危機管理課に報告するとともに、県を通じて待機依頼中の応援航空隊に対して正式出動要請を行う。

また、自衛隊航空部隊の要請については、応援消防・防災航空隊による災害対応が難しいと判断した場合、発災指揮本部長及び危機管理課に対し、自衛隊航空部隊の増強を進言する。指揮本部長の決定を受け、香川県が派遣要請を行い、指揮本部長を中心に活動内容、航空管制について協議を行う。

第7 飛行場外離着陸場での応援航空機受入体制の確保

航空隊は、災害の状況報告終了後、直ちに飛行場外離着陸場での応援機の受け入れ体制を確保するものとする。

- 1 飛行場外離着陸場でのG O Pを行うとともに無線（航空波等）により航空管制を行う。

使用区分 (チャンネル)			周波数	
消防・防災ヘリ	消防波		統制波 1	2 6 5 . 9 0 6 2 5 MH z
			統制波 2	2 6 5 . 2 3 1 2 5 MH z
			統制波 3	2 6 5 . 5 3 1 2 5 MH z
			主運用波 6 (香川県)	2 6 5 . 7 5 6 2 5 MH z
	航空波	全 国	航空機相互間	1 2 2 . 6 0 0 MH z
			災害時飛行援助通信	1 2 3 . 4 5 MH z
その他 関係機関ヘリ	航空波	全 国	災害時飛行援助通信	1 2 3 . 4 5 MH z

2 飛行場外離着陸場上空における航空管制については、原則として次の要領で実施する。

- (1) 交信してきた応援機の位置、高度を確認する。
- (2) 進入については、交信してきた順に進入させる。
- (3) 多数機が飛来してきた場合は、あらかじめ設定したスポットに安全確保を図りながら着陸させる。

第8 応援航空隊との作戦会議

隊長は、各応援機が到着次第、各応援隊長等に災害状況の概要を説明するとともに、活動方針を協議するものとする。

- 1 応援航空隊として活動できる内容の確認
 - (1) 偵察、空撮
 - (2) 救出、救急、消火活動、
 - (3) 物資、人員搬送
- 2 応援航空隊の活動ローテーションの作成
- 3 燃料補給要領等の確認

第9 応援航空隊の活動

広域航空応援に係る活動の種別は、次のとおりとする。

- 1 災害応急対策活動：現場把握・情報収集・指揮支援等の活動、物資、人員等の輸送活動
- 2 救急活動：救急搬送のための活動
- 3 救助活動：人命救助のための活動
- 4 火災防御活動：消火のための活動

第10 応援航空隊到着後の航空隊の組織体制及び任務分担

1 隊長は、現場指揮本部、飛行場外離着陸場等で各航空機の運航調整に関し応援航空機指揮者との連絡調整にあたりると共に、各航空機を統括し、運航に関する指示を行う。

なお、航空隊の組織体制を別表1「航空隊の組織体制」に示し、隊員は別表2「航空隊の組織体制（隊員指定表）」に示す。

2 航空隊の任務分担は、別表3「航空隊の任務分担」のとおりとする。

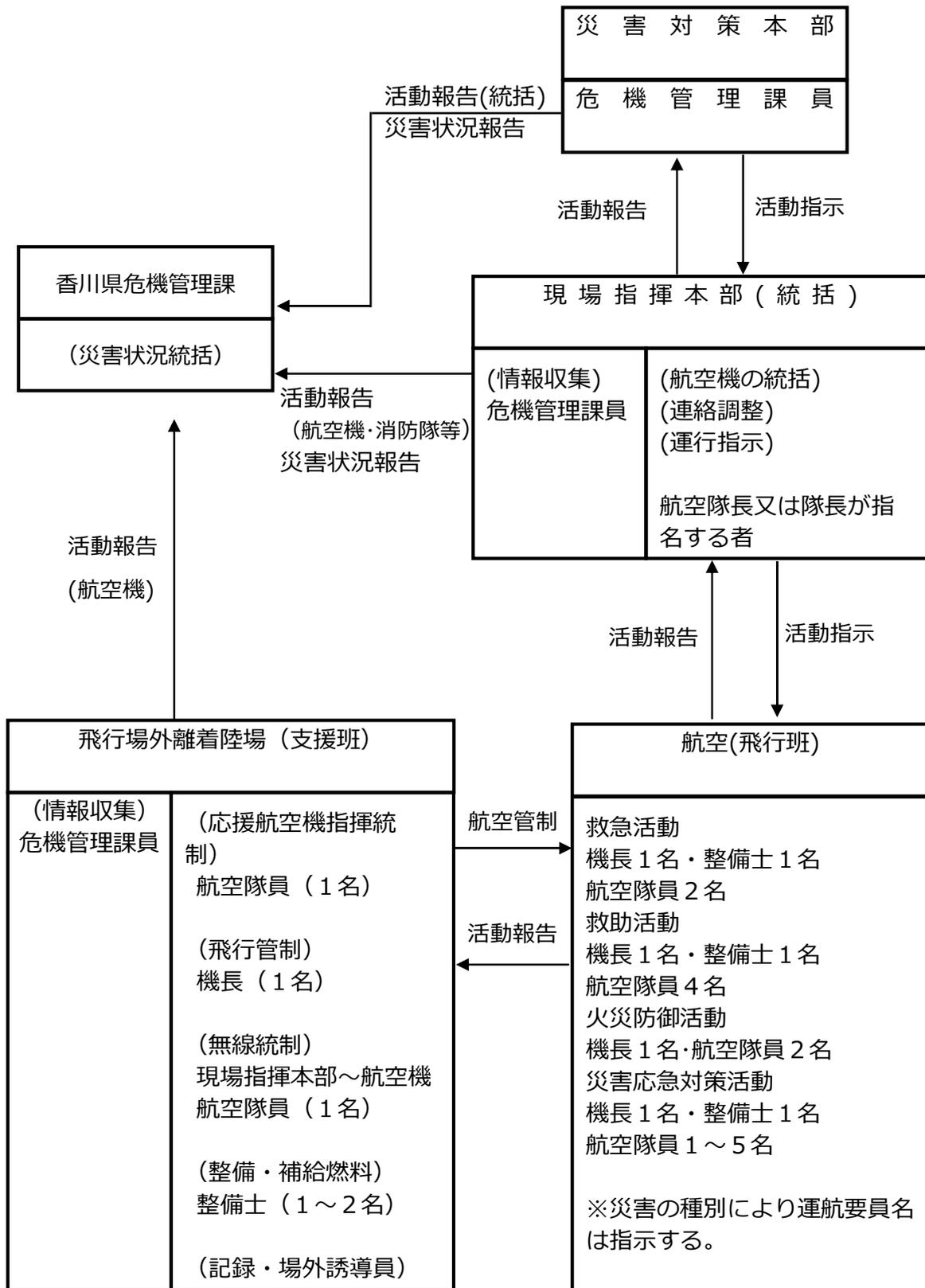
第11 応援航空隊の活動記録管理

各応援航空隊の活動記録実績の記録管理は、次の様式により取りまとめ、緊急運航報告書とともに運航管理責任者へ報告するものとする。

- 1 災害の経緯 …………… 第2号様式
- 2 応援航空隊活動状況 …………… 第3号様式
- 3 広域航空消防応援に係る自治体経費状況調べ …… 第4号様式

別表 1

航空隊の組織体制



別表 2

航空隊の組織体制（隊員指定表）

現場指揮本部（統括）		
航空隊長又は航空隊長が指名する者（1名）		
飛行場外離着陸場（支援班）		航空（飛行班）
応援機指揮統制	航空隊長又は航空隊長が指名するもの（1名）	<ul style="list-style-type: none"> ・操縦士 防災担当機長 ・航空隊員 災害種別により運航要員名は隊長が指示する。（2～4名） ・整備 防災担当整備士
飛行管制	防災担当機長	
無線統制	航空隊員（1名）	
整備補給燃料	防災担当整備士	
記録	航空隊員（1名）	

別表 3

任 務		担 当	内 容
現場指揮本部	統 括	航空隊長又は航空隊長が指名する者（1名）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部等の調整 2 応援航空隊の活動方針の決定、指示 3 情報収集及び取得情報の伝達指示
	航空機指揮統制	航空隊長又は航空隊長が指名する者（1名）	<ol style="list-style-type: none"> 1 応援航空隊の活動調整 2 情報収集及び取得情報の伝達指示
	航空管制	防災担当機長（1名）	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域航空機飛行、離着陸時における無線統制 2 応援機駐機場の割り当て 3 ノータムに関する事
	無線統制	航空隊員（1名）	<ol style="list-style-type: none"> 1 応援航空機、現場指揮本部等の連絡調整
	整備補給燃料	防災担当整備士（1名）	<ol style="list-style-type: none"> 1 応援隊整備従事者との連絡調整と整備に関する事 2 補給燃料の確保、補給場所の指定と燃料補給時の安全確保 3 燃料補給等の記録管理 4 飛行場外離着陸場への機体誘導と離着陸場での機体保全
記 録	航空隊員（1名）	<ol style="list-style-type: none"> 1 活動班及び応援隊の活動記録 2 飛行場外離着陸場での各支援補助 	
飛行班	飛 行	航空隊員（2～4名） 防災担当機長（1名） 防災担当整備（1名）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害防御等飛行活動

資料 1-12 災害時の相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、香川県内で大規模な災害が発生した場合などにおいて、災害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、香川県内の市町（以下「市町」という。）及び香川県（以下「県」という。）が、相互に連携・協力することを目的とし、このための必要な事項を定める。

(応援の対象項目)

第2条 この協定による応援の対象項目は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 食料、飲料水などの生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
- ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
- ③ 救援活動に必要な車両等の提供
- ④ 応急復旧等に必要な職員の派遣
- ⑤ 被災者を一時収容するための施設の提供（ホテル、旅館などへの受入を含む。）
- ⑥ 被災した児童生徒の一時受入
- ⑦ 被災市町に代行しての情報の発信
- ⑧ 遺体処理（火葬等）に関する協力
- ⑨ その他被災市町から特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 被災市町は、他の市町に応援を要請する際には、次の各号に掲げる事項を明らかにした上で、防災行政無線等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- ① 災害の状況
 - ② 応援を求める項目（物資・資機材については数量など、人的支援に当たっては必要な職種、人数など）
 - ③ 応援を求める期間、場所
 - ④ その他必要な事項
- 2 被災市町は、前項の規定により個別の市町に要請するいとまがないときは、前項各号に掲げる事項を明らかにした上で、県に対して他の市町への応援の要請を依頼することができるものとする。この場合、県は速やかに市町と調整を行うものとする。
- 3 前2項の規定により被災市町の応援を要請された市町は、正当な理由のない限り、これを拒んではならない。
- 4 市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援に係る調整を行うことができるものとする。

この場合、第1項の要請があったものとみなす。

- 5 前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨通知するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町は、応援の内容を要請した被災市町及び県に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに防災行政無線等により被災市町及び県に連絡する。

2 前項本文の規定は、前条第2項の規定により要請を受けた場合について準用する。

(応援の調整等に関する会議の開催)

第5条 応援の調整等に際し必要がある場合は、知事は、各市町長を招集しこれに関する会議を開催することができるものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。

2 被災市町において費用を支弁するいとまがない等止むを得ない事情がある場合には、当該市町の要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(香川県防災対策基本条例との関係)

第7条 この協定は、香川県防災対策基本条例（平成18年条例第57号。以下「条例」という。）第34条第1項の規定によるものとする。

2 県は、この協定に定めるもののほか、条例第45条の規定により、速やかに市町からの応援の要請に応ずるものとする。

(補則)

第8条 この協定は、香川県消防相互応援協定のほか、災害時の市町間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各市町及び県が協議の上別に定めるものとする。

この協定の終結を証するため、本協定書を18通作成し、各自1通を保有する。

平成23年11月22日

県知事、8市長、9町長

資料 1-13 その他災害時協定一覧

締結先	締結年月日	協定の名称
四国コカ・コーラボトリング株式会社	H18.12.21	災害時における救援物資提供に関する協定
善通寺市環境美化推進ボランティア協会	H19.9.3	災害時における応急対策業務の実施に関する協定
善通寺市建設業協会	H19.9.7	災害時における応急対策業務の実施に関する協定
香川県トラック協会仲多度支部	H19.12.14	災害時における物資等の輸送に関する協定
株式会社 藤田商店	H21.8.10	災害時における石油類燃料の供給に関する協定
香川県電気工事業工業組合善通寺支部	H23.4.12	災害時における電気設備等の復旧に関する協定
社会福祉法人善通寺福祉会	H24.11.21	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書
社会福祉法人千周会	H24.11.21	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書
善通寺市医師会	H25.1.23	災害時の医療救護活動に関する協定書
善通寺歯科医師会	H25.1.23	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書
善通寺市仲多度郡薬剤師会	H25.1.23	災害時の薬剤師医療救護活動に関する協定書
香川県農業協同組合	H25.3.5	災害発生時における補足的避難所の設置運営に関する協定書
香川県サスキタクシー協会	H25.4.18	災害時における要援護者等の避難輸送協力に関する協定書
香川県建設労働組合中讃地方支部	H25.8.21	災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書
災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	H25.12.17	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書
災害時の協力に関する協定書	H26.1.27	災害時の協力に関する協定書
宗教法人徳善寺 大和講総本部	H26.5.1	(災害発生時における補足的避難所の設置運営に関する協定書) 市が必要と認めた場合、補足的避難所の設置に協力する。
学校法人四国学院	H26.5.26	(災害発生時における補足的避難所の設置運営に関する協定書) 市が必要と認めた場合、補足的避難所の設置に協力する。
株式会社ゼンリン 四国エリア統括部	H26.7.7	(災害時における地図製品等の供給等に関する協定書) 災害時に使用するゼンリン地図の提供に関する協定。
NPO法人 コメリ災害対策センター	H26.12.22	(災害時における物資供給に関する協定書) 災害時における日用品・資材等の供給についての協定。
株式会社ビバックス香川支店	H27.3.2	(災害時における飲料水の確保に係る協定書) 水の備蓄場所と入れ替えに関する協定。
日本郵政株式会社 善通寺郵便局	H27.12.1	(災害発生時における善通寺市と善通寺市内郵便局の協力に関する協定書)
社会福祉法人白百合福祉会	H28.2.4	(災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書)
ホームセンターナフコ 善通寺店	H29.7.29	(災害時における物資供給に関する協定書)
総本山善通寺	H29.9.4	(災害発生時における補足的避難所の設置運営に関する協定書)
「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会 四国地区	H29.9.11	(災害発生時における畳の供給等の協力に関する協定書)
香川県エルピーガス協会仲多度地区	H29.9.29	(災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書)
社会福祉法人善通寺福祉会	H29.12.1	(災害発生時における施設使用に関する協定書)

資料2-1 河川重要水防区域

番号	水系名	河川名	担当水防 管理団体	危険度区分					計	備考
				A	B	C	D	E		
42	金倉川	金倉川	丸亀市、普通寺市、 琴平町、まんのう町	380	810	2,730	660	15,920	20,500	
	〃	上谷川	普通寺市			200		1,017	1,217	
43	桜川	中桜川	多度津町 普通寺市			2,970			2,970	
44	弘田川	弘田川	〃	640	860	4,890		1,111	7,501	
	〃	二反地 川	多度津町 普通寺市			1,590		1,790	3,380	
	〃	弘階川	〃			60		420	480	
	〃	中谷川	普通寺市		1,850	2,450		1,050	5,350	

危険度判定基準

判定基準事項 判定項目		条 件	危険度判定基準				
			A	B	C	D	E
1	機 能 度	i) 改修計画で定められた河川断面が確保されている。 ii) 改修計画のない区間では、10年に1回程度の出水に対し、河道流下能力が確保されている。ただし、下流部で改修計画の有る場合は、上下流整合性を考慮し、10年に確定しないものとする。	×			○	
2	耐 用 度	i) 護岸の老朽化及び根入不足 ii) 天然河岸の河床洗掘及び河岸侵食状況。ただし、山間部等の災害復旧を必要としない場合は、危険区間より除外する。	×	○	× or ○	×	○
3	重 要 度	用途地域、D I D地域等の重要築堤河道区間である。	重 要		その他	重要 or その他	
評 価			水防上最も重要で 早急な対策が必要		災害復旧 では効果 不十分	災害復旧 で十分	現状で 十分

注記：○印は安全、×印は危険箇所を示す。

(資料：香川県中讃土木事務所)

資料2-2 ため池重要水防区域

番号	堰堤名	関係 河川名	規模			重要 水防 区域 ha	予想される 危険	対策水防 工法	備考
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千 t				
247	道池	金倉川	603.0	3.4	37.0	30.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	原田水利組合
248	宮池	金倉川	855.0	3.5	96.2	46.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	木徳水利組合
249	地藏池	中谷川	258.0	6.0	82.7	25.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	地藏池水利組合
250	宝池	弘田川	55.0	10.0	2.9	14.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	(代)松本政弘
251	新池	弘田川	65.0	4.0	7.4	5.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	(代)石谷 等
252	五兵池	弘田川	98.0	4.8	6.9	2.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	(代)香川孝平
253	籠池	弘田川	84.0	3.2	3.3	2.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	(代)香川繁幸
254	宗田池	弘田川	52.0	3.4	3.3	2.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	(代)香川繁幸
255	三八池	弘田川	195.0	3.0	13.1	32.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	善通寺水利組合
256	籠池	弘田川	62.0	3.5	1.0	4.1	漏水決壊	土俵積立・杭打	森江正男
257	谷川池	弘田川	240.0	6.3	12.5	3.2	漏水決壊	土俵積立・杭打	森崎隆
258	上川池	弘田川	105.0	4.6	8.0	0.6	漏水決壊	土俵積立・杭打	福崎貢
259	出釈迦下池	弘田川	99.0	3.9	4.8	1.8	漏水決壊	土俵積立・杭打	野村和彦
260	買田池	金倉川	597.0	11.4	559.0	157.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	満濃池土地改良区
261	大池	弘田川	460.0	11.9	250.0	103.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	大池水利組合
262	弘階池	弘階川	499.0	6.0	197.0	168.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	弘階池水利組合
263	村上池	金倉川	591.0	7.0	168.2	150.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	村上池水利組合
264	前池	金倉川	1,071.0	5.0	155.0	124.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	原田水利組合
265	吉原大池	二反地川	247.0	8.0	376.6	167.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	吉原大池水利組合
266	熊ヶ池	中谷川	<u>425.0</u>	<u>4.4</u>	<u>95.0</u>	<u>13.0</u>	漏水決壊	土俵積立・杭打	熊ヶ池水利組合
267	瓢箪池	弘田川	<u>405.0</u>	<u>3.3</u>	<u>43.8</u>	<u>10.0</u>	漏水決壊	土俵積立・杭打	瓢箪池水利組合

(資料：香川県中讃土地改良事務所)

資料2-3 急傾斜地崩壊危険箇所

番号	箇所名	位置 (町)	地形			人家 (戸)	備考
			傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)		
1	東碑殿	碑殿	45	300	12	15	自然(Ⅰ)
2	楠陵	善通寺	54	500	6	28	〃
3	北原	〃	44	200	6	6	〃
4	八丁原	〃	50	200	10	14	〃
5	高橋	大麻	46	300	16	12	〃
6	生野	生野	45	220	8	4	〃
7	高橋(2)	大麻	33	260	16	23	〃
8	田高田上(1)	与北	33	140	29	5	〃
9	宮北(2)	大麻	69	80	35	6	〃
10	谷(1)	与北	46	90	52	6	〃
11	山南	生野	31	110	24	9	〃
12	伏見(1)	善通寺	44	50	24	5	〃
13	池下(1)	〃	43	55	18	2	〃
14	甲山(3)	弘田	42	210	54	10	〃
15	十五丁(1)	吉原	30	90	8	5	〃
16	東碑殿(2)	碑殿	35	60	156	1	〃
17	島坂(2)	〃	42	150	28	9	〃
18	鳥坂	〃	60	70	8	2	自然(Ⅱ)
19	鶴ヶ峰	生野	51	80	10	1	〃
20	櫛梨	櫛梨	63	70	23	3	〃
21	丸山	〃	63	90	10	3	〃
22	平谷	善通寺	40	90	14	3	〃
23	鴨居(1)	与北	30	65	19	2	〃
24	鴨居(2)	〃	38	50	18	1	〃
25	鴨居(3)	〃	35	45	18	1	〃
26	宮北(1)	大麻	32	80	16	1	〃
27	田高田上(2)	与北	34	30	11	1	〃
28	岩崎	大麻	37	35	22	1	〃
29	谷(2)	与北	39	40	8	2	〃
30	中村屋敷	大麻	44	100	34	4	〃
31	西川(1)	〃	35	70	10	3	〃
32	西川(2)	〃	34	70	13	2	〃
33	生野(2)	生野	43	130	22	3	〃

番号	箇所名	位置 (町)	地 形			人 家 (戸)	備 考
			傾斜度 (度)	延 長 (m)	高 さ (m)		
34	鶴ヶ峰(2)	生野	43	45	8	2	自然(Ⅱ)
35	鶴ヶ峰(3)	〃	42	90	23	2	〃
36	伏見(2)	善通寺	38	70	16	3	〃
37	在所	〃	40	35	8	2	〃
38	池下(2)	〃	32	35	8	2	〃
39	甲山(1)	弘田	48	70	44	1	〃
40	上組	〃	30	90	25	2	〃
41	甲山(2)	〃	30	45	64	1	〃
42	田高田上(3)	与北	33	60	13	6	人工(Ⅰ)
43	下所	木徳	33	100	7	5	〃
44	本村(1)	金蔵寺	34	165	8	5	〃
45	鴨居(1)	木徳	34	145	6	4	人工(Ⅱ)
46	新開(1)	与北	33	30	8	1	〃
47	本村(2)	稲木	30	35	8	1	〃
48	本村(3)	〃	35	30	7	1	〃
49	本村(4)	〃	37	150	7	4	〃
50	本村(5)	〃	33	45	10	1	〃
51	永井(1)	中村	35	50	7	1	〃

(資料：香川県中讃土木事務所)

資料2-4 土石流危険溪流

番号	河川名			位置		地形	
	水系名	河川名	溪流名	町	字	流路延長 (km)	流域面積 (km ²)
1	金倉川	金倉川	鉢伏川	与北	田高田西	0.08	0.02
2	土器川	古子川	諏訪川	〃	赤坂	0.18	0.08
3	金倉川	上谷川	象頭川	大麻	宮東	0.81	0.43
4	〃	〃	上谷川	〃	〃	0.46	1.02
5	〃	金倉川	岩崎川	〃	宮北	0.21	0.21
6	〃	〃	岩崎上川	〃	岩崎	0.10	0.07
7	弘田川	中谷川	中土居下川	〃	道上	0.09	0.03
8	〃	〃	中土居川	〃	道下	0.78	0.74
9	〃	〃	西川	〃	西川	0.87	0.23
10	〃	〃	南光川	〃	岡谷	0.85	0.14
11	〃	〃	下南光川	〃	大麻町岡谷	0.54	0.21
12	〃	〃	弘汐川	善通寺	伏見	0.58	0.34
13	〃	〃	下弘汐川	〃	〃	0.49	0.19
14	〃	弘田川	伏見川	〃	〃	0.45	0.26
15	〃	〃	瓦谷川	〃	瓦谷	0.43	0.30
16	〃	〃	在所川	〃	〃	0.12	0.16
17	〃	〃	在所上川	〃	南原	0.28	0.15
18	〃	〃	在所下川	〃	〃	0.27	0.05
19	〃	〃	上川	〃	在所	0.14	0.09
20	〃	〃	西上川	〃	〃	0.33	0.13
21	〃	〃	有岡川	〃	北原西	0.41	0.20
22	〃	〃	平谷川	〃	平谷	0.33	0.13
23	〃	〃	西の山川	〃	北西山	0.17	0.06
24	〃	〃	一本松川	〃	〃	0.13	0.02
25	〃	〃	大坂川	吉原	下所	0.22	0.37
26	〃	二反地川	蟹ヶ谷川	〃	曼荼羅寺	0.32	0.31
27	〃	〃	堂の下川	〃	〃	0.25	0.10
28	〃	〃	鳥坂上川	碑殿	西碑殿	0.50	0.10
29	〃	〃	鳥坂中川	〃	〃	0.25	0.08
30	〃	〃	鳥坂川	〃	〃	0.21	0.14
31	〃	〃	西碑殿西川	〃	月信	0.23	0.11
32	〃	〃	西碑殿川	〃	〃	0.33	0.15
33	〃	〃	中碑殿川	吉原	十五丁	0.12	0.07

番号	河川名			位置		地形	
	水系名	河川名	溪流名	町	字	流路延長 (km)	流域面積 (km ²)
34	弘田川	二反地川	十五丁川	吉原	十五丁	0.27	0.26
35	〃	〃	東碑殿川	碑殿	東碑殿	0.40	0.11
36	〃	〃	佃川	〃	〃	0.28	0.10
37	金倉川	金倉川	上土居川	大麻	道上	0.28	0.22
38	弘田川	弘田川	扇北川	善通寺	伏見	0.19	0.05
39	〃	〃	南原川	〃	南原	0.33	0.32
40	〃	〃	南原中川	〃	〃	0.20	0.09
41	〃	〃	南原西川	〃	〃	0.17	0.03
42	〃	〃	赤川	〃	在所	0.15	0.02
43	〃	〃	程坂川	〃	〃	0.41	0.12
44	〃	〃	池下川	〃	池下	0.24	0.25
45	〃	〃	筆川	弘田	上組	0.10	0.06
46	〃	二反地川	三井川	碑殿	西碑殿	0.13	0.05
47	〃	〃	蛇谷川	〃	〃	0.21	0.06
48	〃	〃	石切川	〃	〃	0.13	0.08
49	〃	〃	菖蒲川	〃	〃	0.26	0.16

(資料：香川県中讃土木事務所)

資料 2-5 地すべり危険箇所

番号	区域名	河川名			位置	地形			備考
		水系名	河川名	溪流名	町	流域面積 (ha)	勾配 (度)	推定地すべり 土砂量 (m ³)	
1	三井之江	弘田川	二反地川	西谷川	吉原	137.2	10	135,000	55戸
2	鳥坂峠	〃	〃	〃	〃	23.2	35	68,000	11戸

(資料：香川県中讃土木事務所)

資料2-6 山腹崩壊危険地区

番号	位置		面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
	町	字			
1	善通寺	水分	5	0	西部林業事務所
2	〃	〃	9	2	〃
3	〃	上組	8	9	〃
4	〃	〃	7	7	〃
5	〃	南町	1	11	〃
6	〃	〃	1	7	〃
7	〃	〃	2	10	〃
8	〃	北原	20	7	〃
9	有岡	程坂	10	2	〃
10	善通寺	在所	10	1	〃
11	〃	瓦谷	11	1	〃
12	〃	八丁原	9	25	〃
13	大麻	栗野	1	2	〃
14	〃	岩崎	5	28	〃
15	〃	宮ノ前	3	20	〃
16	垂水	旭	1	6	〃
17	櫛梨	丸山	2	10	〃
18	与北	京田	1	5	〃
19	〃	〃	2	10	〃
20	〃	谷	2	12	〃
21	弘田	上組	1	7	〃
22	〃	〃	1	7	〃
23	山階	東碑殿	4	12	〃

(資料：香川県西部林業事務所)

資料2-7 崩壊土砂流出危険地区

番号	位置		面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
	町	字			
1	大 麻	宮ノ前	0.84	20	西部林業事務所
2	吉 原	三井之江	0.48	2	〃
3	善通寺	西 山	0.24	5	〃
4	〃	在 所	0.27	20	〃
5	〃	〃	0.36	17	〃
6	〃	〃	0.48	5	〃
7	〃	南 原	0.72	7	〃
8	〃	瓦 谷	0.90	20	〃
9	〃	尾 崎	0.45	20	〃
10	大 麻	岡 谷	1.44	20	〃
11	〃	〃	1.44	11	〃
12	〃	栗 野	1.62	20	〃
13	〃	〃	0.18	45	〃
14	〃	本 村	0.36	15	〃
15	〃	宮ノ前	0.36	27	〃
16	〃	高 橋	0.45	25	〃
17	碑 殿	東碑殿	0.36	17	〃
18	吉 原	西碑殿	0.36	10	〃
19	碑 殿	〃	0.45	11	〃
20	善通寺	一	0.81	3	〃

(資料：香川県西部林業事務所)

資料2-8 土砂災害警戒区域・特別警戒区域（土石流）

	箇所番号	箇所名	位置（町）	土砂災害特別警戒区域を含む
1	4-1-I	鉢伏川	与北町	○
2	4-2-I-1	諏訪川	与北町	○
3	4-2-I-2	諏訪川	与北町	○
4	4-3-I	象頭川	大麻町	○
5	4-4-I	上谷川	大麻町	○
6	4-5-I-1	岩崎川	大麻町	○
7	4-5-I-2	岩崎川	大麻町	
8	4-6-I-1	岩崎上川	大麻町	
9	4-6-I-2	岩崎上川	大麻町	
10	4-7-I	中土居下川	大麻町	○
11	4-8-I	中土居川	大麻町	○
12	4-9-I	西川	大麻町	○
13	4-10-I	南光川	大麻町	
14	4-11-I	下南光川	大麻町	
15	4-12-I-1	弘汐川	善通寺町	
16	4-12-I-2	弘汐川	善通寺町	○
17	4-13-I	下弘汐川	善通寺町	○
18	4-14-I-1	伏見川	善通寺町	○
19	4-14-I-2	伏見川	善通寺町	○
20	4-15-I-1	瓦谷川	善通寺町	○
21	4-15-I-2	瓦谷川	善通寺町	○
22	4-16-I	在所川	善通寺町	○
23	4-17-I	在所上川	善通寺町	○
24	4-18-I	在所下川	善通寺町	○
25	4-19-I-1	上川	善通寺町	○
26	4-19-I-2	上川	善通寺町	○
27	4-20-I-1	西上川	善通寺町	○
28	4-20-I-2	西上川	善通寺町	○
29	4-21-I	有岡川	善通寺町	○
30	4-22-I	平谷川	善通寺町	○
31	4-23-I	西の山川	善通寺町	○
32	4-24-I	一本松川	善通寺町	
33	4-25-I	大坂川	吉原町	○
34	4-26-I	蟹ヶ谷川	吉原町	○
35	4-27-I	堂の下川	吉原町	○
36	4-28-I	鳥坂上川	碑殿町	○

	箇所番号	箇所名	位置(町)	土砂災害特別警戒区域を含む
37	4-29-I	鳥坂中川	碑殿町	○
38	4-30-I-1	鳥坂川	碑殿町	○
39	4-30-I-2	鳥坂川	碑殿町	○
40	4-31-I	西碑殿西川	碑殿町	○
41	4-32-I	西碑殿川	碑殿町	
42	4-33-I	中碑殿川	吉原町	○
43	4-34-I	十五丁川	吉原町	○
44	4-35-I	東碑殿川	碑殿町	○
45	4-36-I	佃川	碑殿町	○
46	4-1-II	上土居川	大麻町	
47	4-2-II	扇北川	善通寺町	
48	4-3-II-1	南原川	善通寺町	○
49	4-3-II-2	南原川	善通寺町	○
50	4-4-II-1	南原中川	善通寺町	
51	4-4-II-2	南原中川	善通寺町	○
52	4-5-II	南原西川	善通寺町	○
53	4-6-II	赤川	善通寺町	○
54	4-7-II-1	程坂川	善通寺町	○
55	4-7-II-2	程坂川	善通寺町	○
56	4-8-II-1	池下川	善通寺町	
57	4-8-II-2	池下川	善通寺町	○
58	4-9-II	筆川	弘田町	
59	4-10-II-1	三井川	碑殿町	○
60	4-10-II-2	三井川	碑殿町	○
61	4-11-II	蛇谷川	碑殿町	○
62	4-12-II	石切川	碑殿町	○
63	4-13-II	菖蒲川	碑殿町	○
64	4-1-III-1	東上川	善通寺町	○
65	4-1-III-2	東上川	善通寺町	○
66	4-1-III-3	東上川	善通寺町	○
67	4-2-III	大日川	善通寺町	○
68	4-3-III	上池川	碑殿町	○
69	4-4-III	蛇谷川	碑殿町	○

(資料：香川県中讃土木事務所)

資料2-9 土砂災害警戒区域・特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）

	番号	箇所名	位置（町）	土砂災害特別警戒区域を含む	がけ高(m)
1	I-268	田高田上(3)	与北町		11
2	I-351	東碑殿_1	碑殿町	○	12
3	I-351	東碑殿_2	碑殿町	○	11
4	I-353	楠陵_1	善通寺町	○	10
5	I-353	楠陵_2	善通寺町	○	64
6	I-354	北原_1	善通寺町		6
7	I-354	北原_2	善通寺町	○	8
8	I-355	八丁原	善通寺町	○	15
9	I-359	高橋	大麻町	○	10
10	I-582	生野_1	生野町		8
11	I-582	生野_2	生野町	○	12
12	I-852	高橋(2)	大麻町	○	21
13	I-853	田高田上(1)	与北町		10
14	I-854	宮北(2)	大麻町	○	21
15	I-855	谷(1)	与北町	○	11
16	I-856	山南	生野町	○	26
17	I-857	伏見(1)	善通寺町	○	9
18	I-858	池下(1)	善通寺町	○	16
19	I-859	甲山(3)_1	弘田町	○	19
20	I-859	甲山(3)_2	弘田町	○	11
21	I-859	甲山(3)_3	弘田町	○	12
22	I-860	十五丁(1)	吉原町	○	7
23	I-861	東碑殿(2)	碑殿町	○	95
24	I-862	鳥坂(2)	碑殿町	○	29
25	II-2030	鴨居(1)	与北町	○	7
26	II-2031	鴨居(2)	与北町		8
27	II-2032	鴨居(3)	与北町	○	11
28	II-2033	宮北(1)	大麻町	○	28
29	II-2034	田高田上(2)	与北町	○	13
30	II-2035	岩崎	大麻町	○	14
31	II-2036	谷(2)	与北町	○	6
32	II-2037	中村屋敷	大麻町	○	33
33	II-2038	西川(1)	大麻町	○	6
34	II-2039	西川(2)	大麻町	○	9
35	II-2040	生野(2)_1	生野町	○	12
36	II-2040	生野(2)_2	生野町	○	25

	番号	箇所名	位置(町)	土砂災害特別警戒区域を含む	がけ高(m)
37	Ⅱ-2041	鶴ヶ峰(2)	生野町	○	6
38	Ⅱ-2042	鶴ヶ峰(3)_1	生野町	○	9
39	Ⅱ-2042	鶴ヶ峰(3)_2	生野町	○	14
40	Ⅱ-2043	伏見(2)	善通寺町	○	15
41	Ⅱ-2045	池下(2)	善通寺町	○	10
42	Ⅱ-2046	甲山(1)	弘田町	○	40
43	Ⅱ-2047	上組_1	弘田町	○	8
44	Ⅱ-2047	上組_2	弘田町		7
45	Ⅱ-2048	甲山(2)	弘田町	○	51
46	Ⅱ-352	鳥坂	碑殿町	○	7
47	Ⅱ-356	鶴ヶ峰	生野町		18
48	Ⅱ-357	櫛梨	櫛梨町	○	27
49	Ⅱ-358	丸山	櫛梨町	○	17
50	Ⅲ-3021	鴨居(4)	与北町	○	24
51	Ⅲ-3022	八丁原(2)	善通寺町	○	33
52	Ⅲ-854	田高田上(4)	与北町	○	9
53	Ⅲ-855	田高田上(5)	与北町	○	37
54	Ⅲ-856	丸山(2)	櫛梨町	○	16
55	Ⅲ-871	池下(3)	善通寺町	○	10

(資料：香川県中讃土木事務所)

資料2-10 土砂災害警戒区域(地すべり)

番号	箇所番号	公示年月日	告示番号	区域名	主な所在町名	自然現象の種類
2151	52	平成27年12月11日	363	三井ノ江	吉原町	地滑り
2152	53	平成27年12月11日	363	鳥坂峠	碑殿町	地滑り

(資料：香川県中讃土木事務所)

資料3-1 危険物施設

(平成29年12月1日現在)

(資料：善通寺市消防本部)

区 分		施 設 数
製 造 所		
貯 蔵 所	屋内貯蔵所	14
	屋外タンク貯蔵所	5
	準特定屋外タンク貯蔵所	
	特定屋外タンク貯蔵所	
	屋内タンク貯蔵所	2
	地下タンク貯蔵所	23
	簡易タンク貯蔵所	
	移動タンク貯蔵所	13
	被牽引車型	
	屋外貯蔵所	1
	小 計	58
取 扱 所	給油取扱所	22
	自家用	11
	第一種販売取扱所	
	第二種販売取扱所	
	移送取扱所	
	一般取扱所	10
小 計	32	
総 計		90
事 業 所		49

資料3-2 高圧ガス関係施設

(平成29年12月1日現在)

番号	施設名	住所	種別
1	四国ガス(タンク)	大麻町116	天然ガス
2	(株)吉田石油店善通寺インターSS	原田町1248	LPG
3	(有)善商	南町3-1-23	LPG
4	(株)藤田商店善通寺ガス支店	上吉田町4-9-39	LPG
5	藤井プロパン	上吉田町6-2-16	LPG
6	河合商店	原田町1404	LPG
7	(有)町田薪炭商	善通寺町5-1-22	LPG
8	(有)高野薪炭商	上吉田町1-9-3	LPG
9	独立行政法人国立病院機構 四国こどもとおとなの医療センター	仙遊町2-1-1	酸素 (1種製造)

(資料:善通寺市消防本部)

資料3-3 火薬類等貯蔵施設

(平成29年12月1日現在)

番号	施設名	住所
1	辻村建設(株)	吉原町3064-1
2	四国管区警察学校	生野町2116
3	陸上自衛隊	南町2-1-1

(資料:善通寺市消防本部)

資料4-1 雨量観測所

雨量観測所名	所在地	種別	観測機関	電話番号
善通寺雨量観測所	善通寺市生野本町	テレメータ	中讃土木事務所	0877-46-3178

(資料：香川県中讃土木事務所)

資料4-2 水位観測所

番号	量水標名称	河川名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	位置	観測者	備考
1	五条	金倉川	0.8m	1.4m	(2.8m)	(3.0m)	金蔵寺町	中讃土木事務所	情報システムにより確認
2	与北	金倉川	0.8m	1.5m	(2.2m)	(2.3m)	与北町	〃	〃
3	甲山	弘田川	0.7m	1.2m	(2.1m)	—	弘田町	〃	〃

参考

番号	量水標名称	河川名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	位置	観測者	備考
4	富士見橋	弘田川	1.2m	1.6m	(2.5m)	—	善通寺町	地区消防団	量水標のみ設置

(資料：香川県中讃土木事務所)

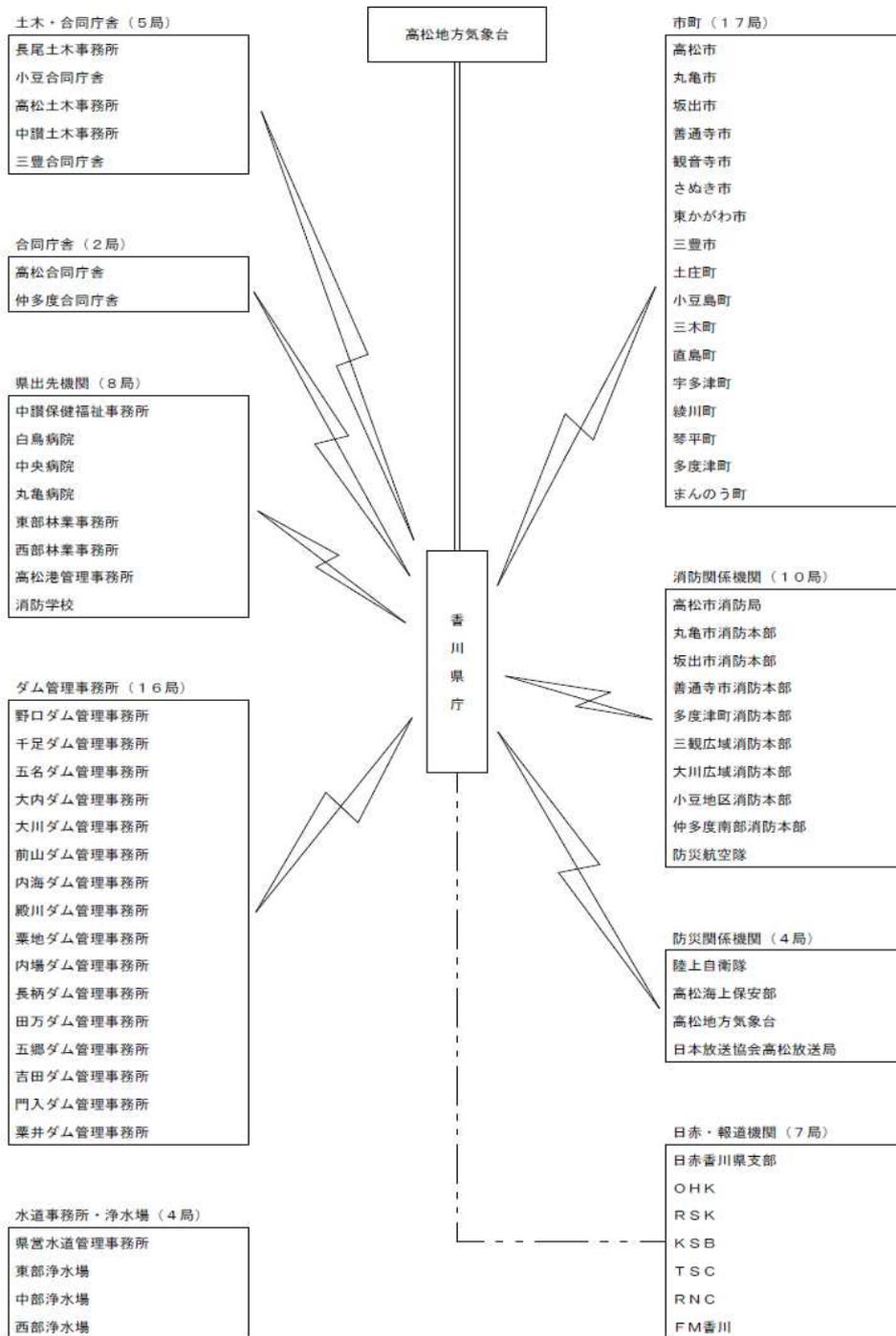
資料4-3 震度観測点

【地震情報で用いる善通寺市内の震度観測点】

地域名称	市町名称	震度観測点名称	震度観測点所在地
香川県西部	善通寺市	善通寺市文京町	文京町 2-1-1 善通寺市役所敷地内

(資料：香川県中讃土木事務所)

資料4-4 防災行政無線による気象情報等伝達系統



凡例

衛星回線による一斉指令 (音声・FAX)

気象情報伝送処理システム

専用線による順次同報 (FAX)

(出典：香川県地域防災計画)

資料4-5 気象庁震度階級関連解説表

使用に当たっての留意事項

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物(住宅)		鉄筋コンクリート造建物		地盤の状況	斜面等の状況
				耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い		
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—						
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—						
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—						
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。						
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。						
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものも倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。			亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強	大半の人が、物につかまれないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものがある。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。		
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多い。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものがある。傾くものや、倒れるものが多い。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばされることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
 ※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
 ※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

(出典：気象庁ホームページ)

資料4-6 土砂災害警戒情報発表例

香川県土砂災害警戒情報 第□号

平成〇〇年□月□日 □時□分
香川県 高松地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】

さぬき市* 東かがわ市* 三木町*

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

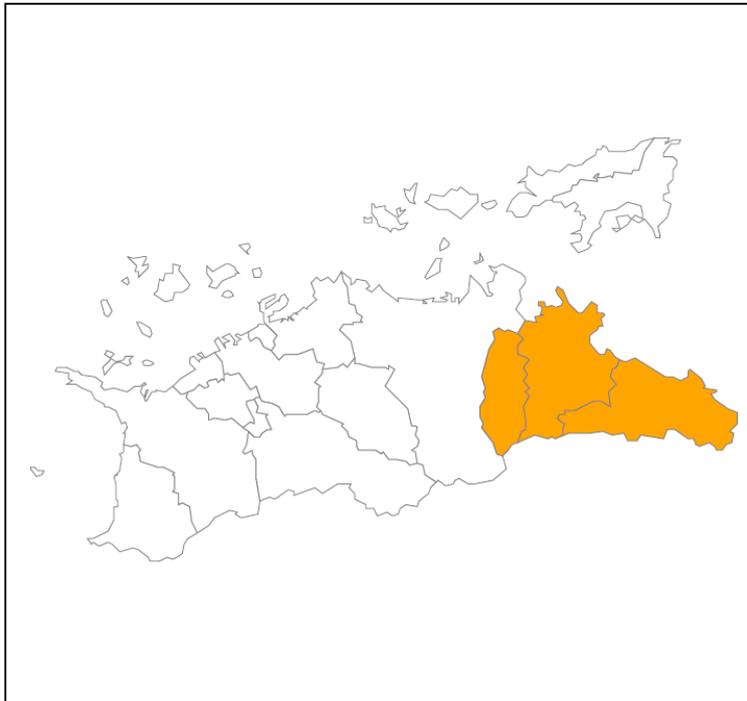
【警戒文】

《概況》

降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

《とるべき措置》

溪流や崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町から発表される避難勧告などの情報に注意してください。

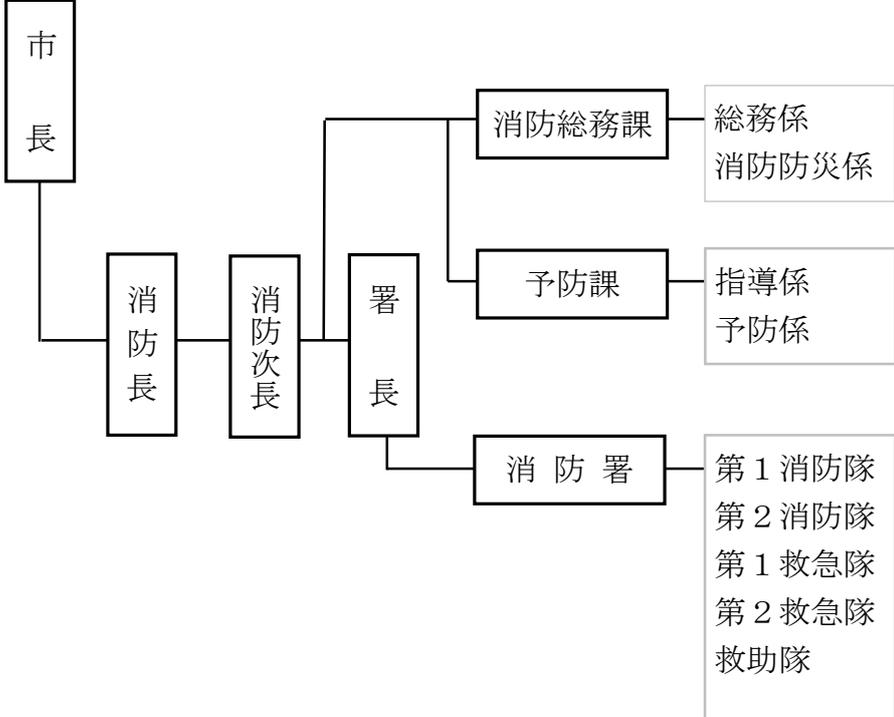


警戒対象地域

問い合わせ先
087-832-3543 (香川県土木部河川砂防課)
087-826-6123 (高松地方気象台)

資料5-1 消防本部現勢

平成29年12月1日現在

消防職員定数	40														
消防本部・署 組 織 図															
消防車両等	<table border="0"> <tr> <td>は し ご 車</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>救 助 工 作 車</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>水 槽 付 ポ ン プ 自 動 車</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>ポ ン プ 自 動 車</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>高 規 格 救 急 車</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>査 察 ・ 予 防 車</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>資 機 材 搬 送 車</td> <td>1台</td> </tr> </table>	は し ご 車	1台	救 助 工 作 車	1台	水 槽 付 ポ ン プ 自 動 車	1台	ポ ン プ 自 動 車	2台	高 規 格 救 急 車	3台	査 察 ・ 予 防 車	1台	資 機 材 搬 送 車	1台
は し ご 車	1台														
救 助 工 作 車	1台														
水 槽 付 ポ ン プ 自 動 車	1台														
ポ ン プ 自 動 車	2台														
高 規 格 救 急 車	3台														
査 察 ・ 予 防 車	1台														
資 機 材 搬 送 車	1台														

(資料：善通寺市消防本部)

資料5-2 消防団現勢

平成29年12月1日現在

消防職員定数	40								
消防団組織図									
消防団階級別編成表	区分	定員	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
	団本部	20	1	2			1	2	14
	本部分団	30			1	1	2	5	21
	第一分団	30			1	1	2	5	21
	第二分団	36			1	1	2	6	26
	第三分団	30			1	1	2	5	21
	第四分団	36			1	1	2	6	26
	第五分団	53			1	1	3	10	38
	第六分団	53			1	1	3	10	38
	第七分団	36			1	1	2	6	26
	第八分団	36			1	1	2	6	26
	合計	360	1	2	9	9	21	61	360
消防車両等	ポンプ自動車 2台 指揮広報車 1台 小型ポンプ付積載車 15台 防災活動車 1台								

(資料：善通寺市消防本部)

資料5-3 消防水利の現況

平成29年12月1日現在

〈現有消火栓数〉

管径	本部	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	計
50	1					1		1	2	5
75	12	11	33	20	19	19	61	42	21	238
100	19	24	27	21	19	27	42	18	28	225
125										
150	15	30	48	11	12	13	29	36	11	205
200	12	16	7	2	6	2	3	8	4	60
250		4	5	2		4				15
300	2	9	6		4					21
350		1								1
400	4									4
450	5					5				10
500						2				2
計	70	95	126	56	60	73	135	105	66	786

〈現有防火水槽数〉

寸数	本部	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	計
14		1								1
20		1							1	2
24		1								1
40	6	9	11	10	2	14	14	8	9	83
57				2						2
60		1								1
70										
75										
100	2	2							1	5
計	8	15	11	12	2	14	14	8	11	95

(資料：善通寺市消防本部)

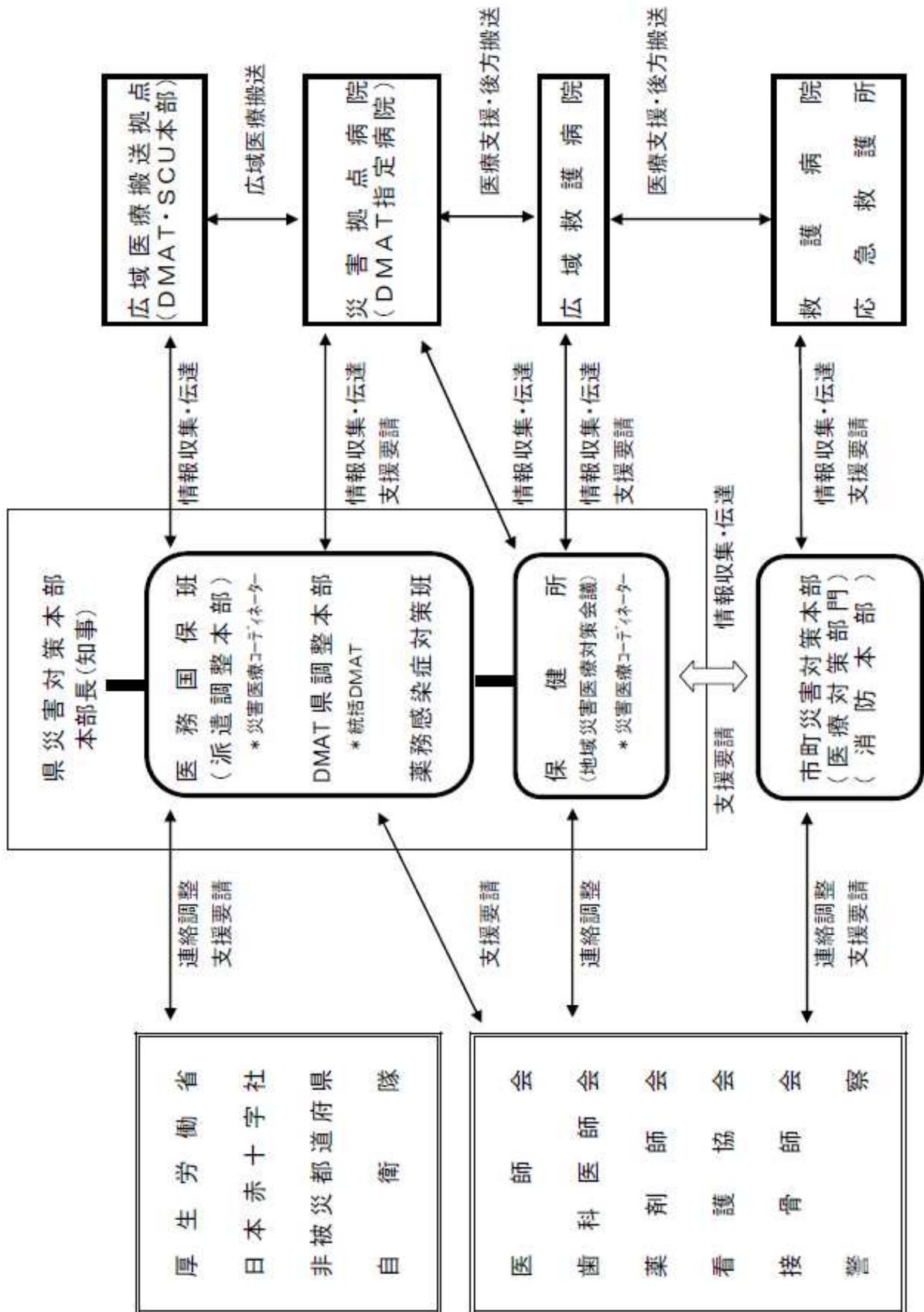
資料5-4 市の管理する水防備蓄資機材基準

平成29年12月1日現在

種類	数量	種類	数量
掛矢	3 丁	クリッパー	1 丁
オノ	3 丁	鋸	3 丁
スコップ	35 丁	一輪車	2 台
トレリット数	3000 枚	ジョウレン	5 丁
羽口	10 丁	鉄杭1.5m	100 本
ツルハシ	10 丁	ビニールシート	10 枚
山鎌	10 丁		

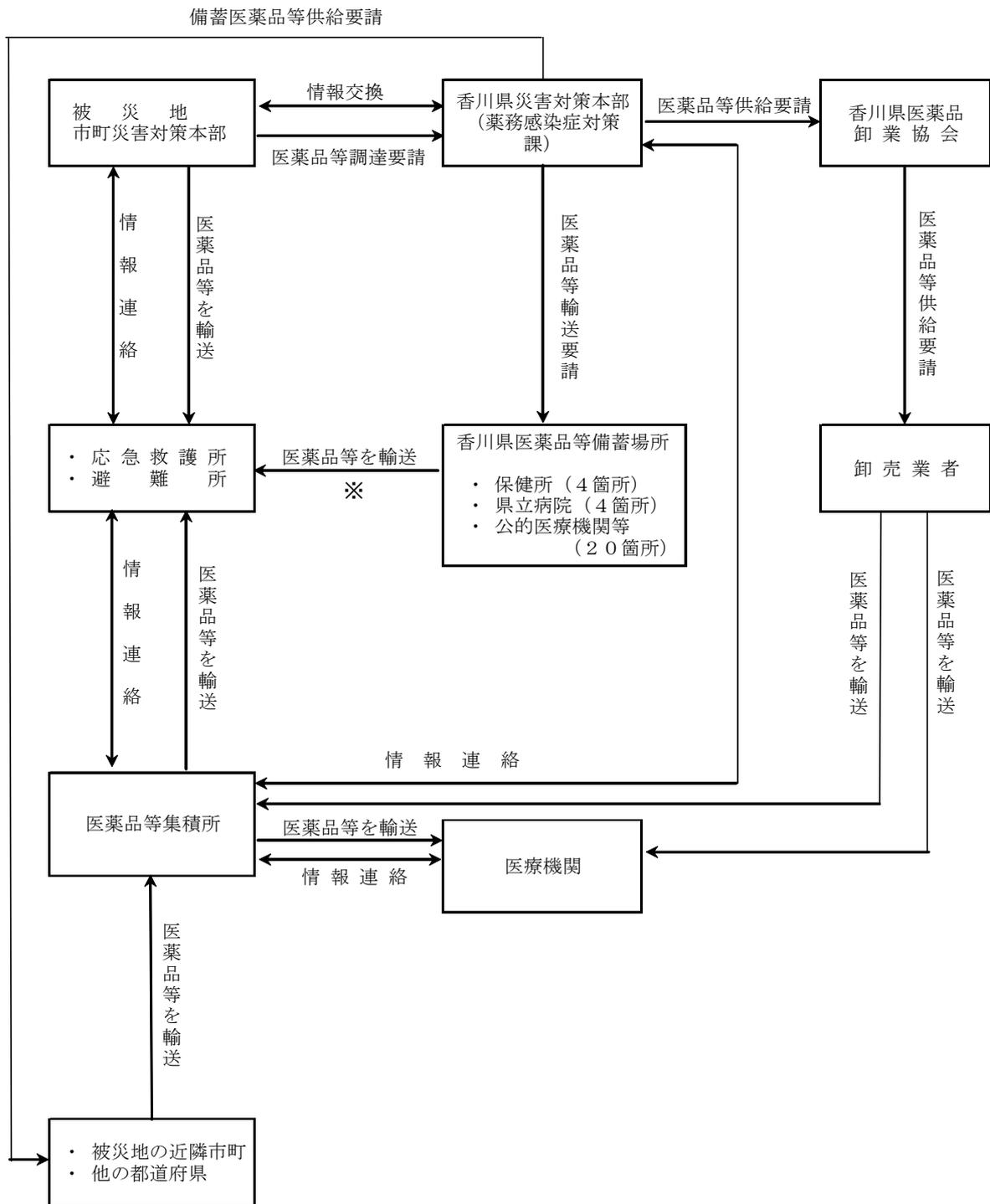
(資料：善通寺市消防本部)

資料 6-1 大災害時の医療救護体制



(出典：香川県地域防災計画)

資料6-2 災害時用備蓄医薬品等の確保系統図

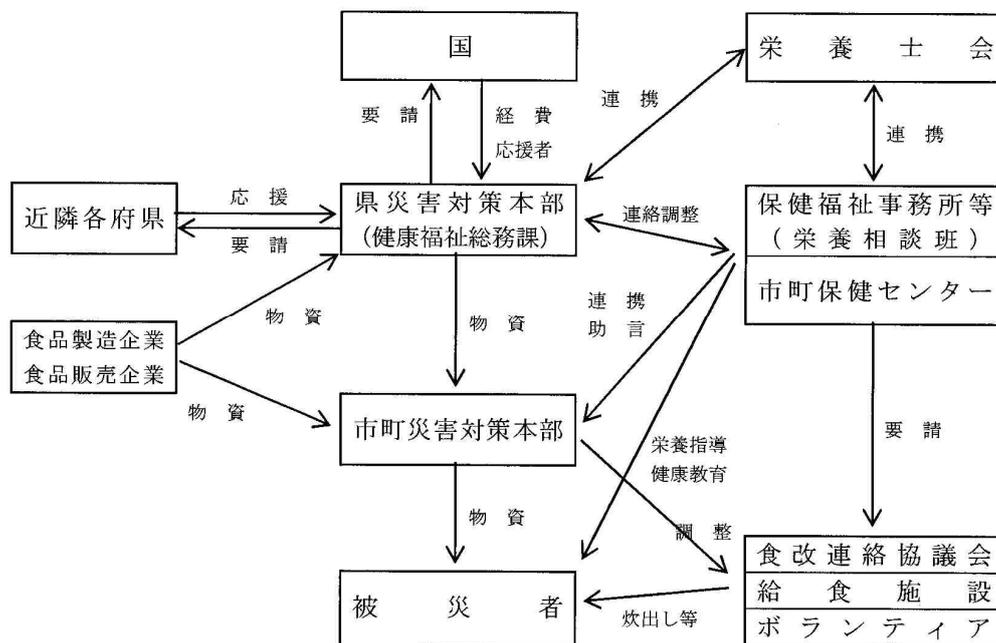


※ 各備蓄機関にあつては、保有する車両等で被災地の救護施設まで搬送する。

○ 県は、各機関からの要請により、緊急輸送が可能な方法または手段を確保する。

(出典：香川県地域防災計画)

資料7-1 栄養相談・指導活動体系図



- 国
 - ・ 県の要請に応じて、可能な経費等の負担を行うとともに、栄養士の応援の調整を行う。
- 近隣各府県
 - ・ 県の要請に応じて、支援者の派遣を行う。
- 県災害対策本部
 - ・ 被害状況に応じて、救援物資及び栄養士の応援等の要請を関係機関・団体に行い、送られた物資を市町の要請に応じて配布する。
 - ・ 避難所、仮設住宅等の食生活改善活動を調整する。
- 市町災害対策本部
 - ・ 被害状況に応じて、備蓄食品等を供給するとともに、県、ボランティア団体等に必要な物資及び栄養士、ボランティア等の要請を行う。
 - ・ 避難所等への救援物資、食品の配布を栄養的な配慮を行い実施する。
 - ・ 避難所等の食事が適切になるよう炊出し、ボランティア等を調整する。
- 保健福祉事務所等
 - ・ 避難所、仮設住宅等の食生活改善活動を市町と協力して実施する。
 - ・ 市町災害対策本部との調整及び配布食品、炊出し等への助言を行う。
 - ・ 市町や給食施設の要請に応じて、他の給食施設や地域栄養士会、食改連絡協議会等に支援を求め、市町食生活改善事業の支援を行う。また、市町間に格差を生じないように調整する。
- 市町保健センター
 - ・ 避難所、仮設住宅等の食生活改善活動を保健所と協力して実施する。

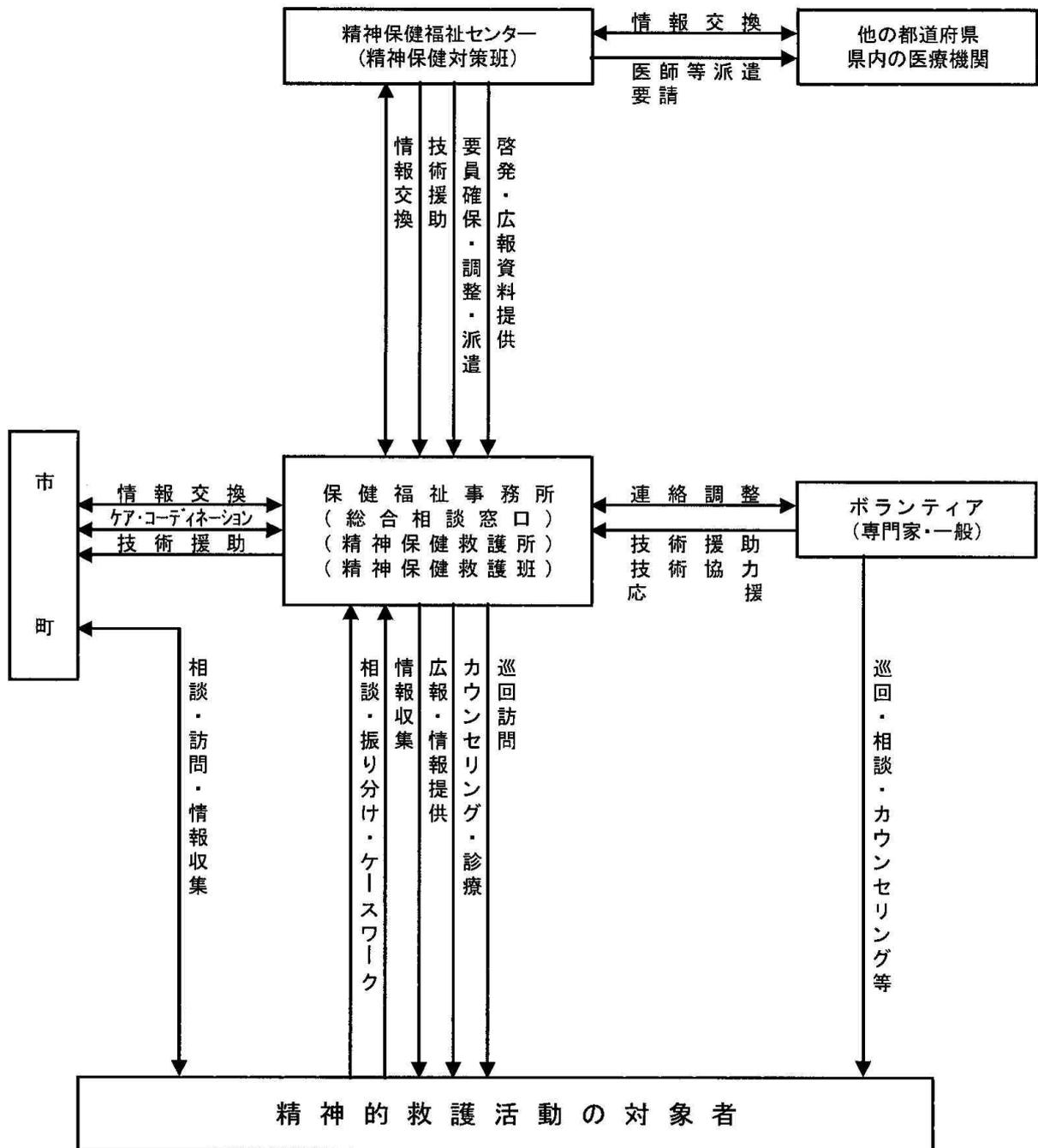
- ・市町災害対策本部との調整及び配布食品、炊出し等への助言を行う。

○ 支援者・支援団体

- ・栄養士会 : 主体的に炊出し等の支援を行うとともに、行政と連携し被災者への栄養指導を実施する。
- ・食改連絡協議会 : 炊出し等の支援を市町や他団体とともに実施する。
- ・給食施設 : 施設能力に応じて、物資の提供や従事者の派遣を行う。
- ・ボランティア : 希望する支援内容を市町の窓口へ申し出て、市町の指示に従い炊出し等を実施する。

(出典：香川県地域防災計画)

資料7-2 精神保健活動体系図



(出典：香川県地域防災計画)

資料7-3 廃棄物処理施設、し尿処理施設

(1) ゴミ処理施設

名称	設置主体	利用市町	稼動年月	規模(t/日)	所在地
仲善クリーンセンター	中讃広域行政事務組合	善通寺市 琴平町 まんのう町	H9.10	60	仲多度郡琴平町五条 1050

(2) し尿処理施設

名称	設置主体	利用市町	稼動年月	処理能力(kl/日)	処理方式	所在地
瀬戸グリーンセンター	中讃広域行政事務組合	丸亀市 善通寺市 琴平町 多度津町 まんのう町	H5.4	185	標準脱窒素処理	仲多度郡多度津町堀江 5-11

(3) 再利用施設

名称	設置主体	利用市町	稼動年月	処理能力(t/日)	処理方式	所在地
未来クルパーク 21	善通寺市	善通寺市 琴平町 まんのう町	H12.4	21	併用	善通寺市原田町 43

(4) 埋立処分施設

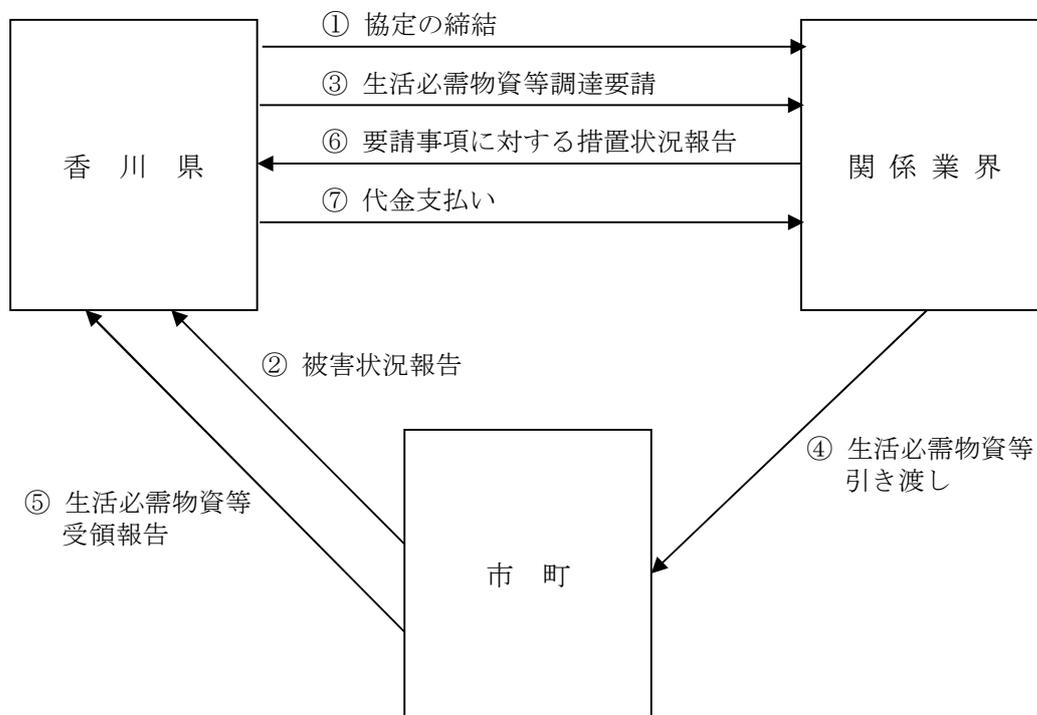
名称	設置主体	利用市町	埋立開始年月	全体容量(m³)	所在地
エコランド林ヶ谷	中讃広域行政事務組合	丸亀市 善通寺市 琴平町 多度津町 まんのう町	H11.3	365,000	仲多度郡まんのう町追上 325-27

資料7-4 火葬場

所 管			火葬場			
所 管	電 話	F A X	名 称	所在地	電 話	炉 数
市民生活部市民課 市民生活部環境課	0877- 63-6306 0877- 63-6307	63-6354 63-6391	善通寺市 斎場	善通寺市与北 町 2694-1	62-0934	4

資料8-1 生活必需物資等の調達方法

- ① 県と関係業界との間で生活必需物資等の調達に関する協定を締結（平常時）
- ② 市町から県に対し被害状況報告
- ③ 県から関係業界に対し生活必需物資等の調達要請
- ④ 関係業界から市町に対し生活必需物資等の引き渡し
- ⑤ 市町から県に対し生活必需物資等の受領報告
- ⑥ 関係業界から県に対し要請事項に対する措置状況報告
- ⑦ 県から関係業界へ代金の支払い



(出典：香川県地域防災計画)

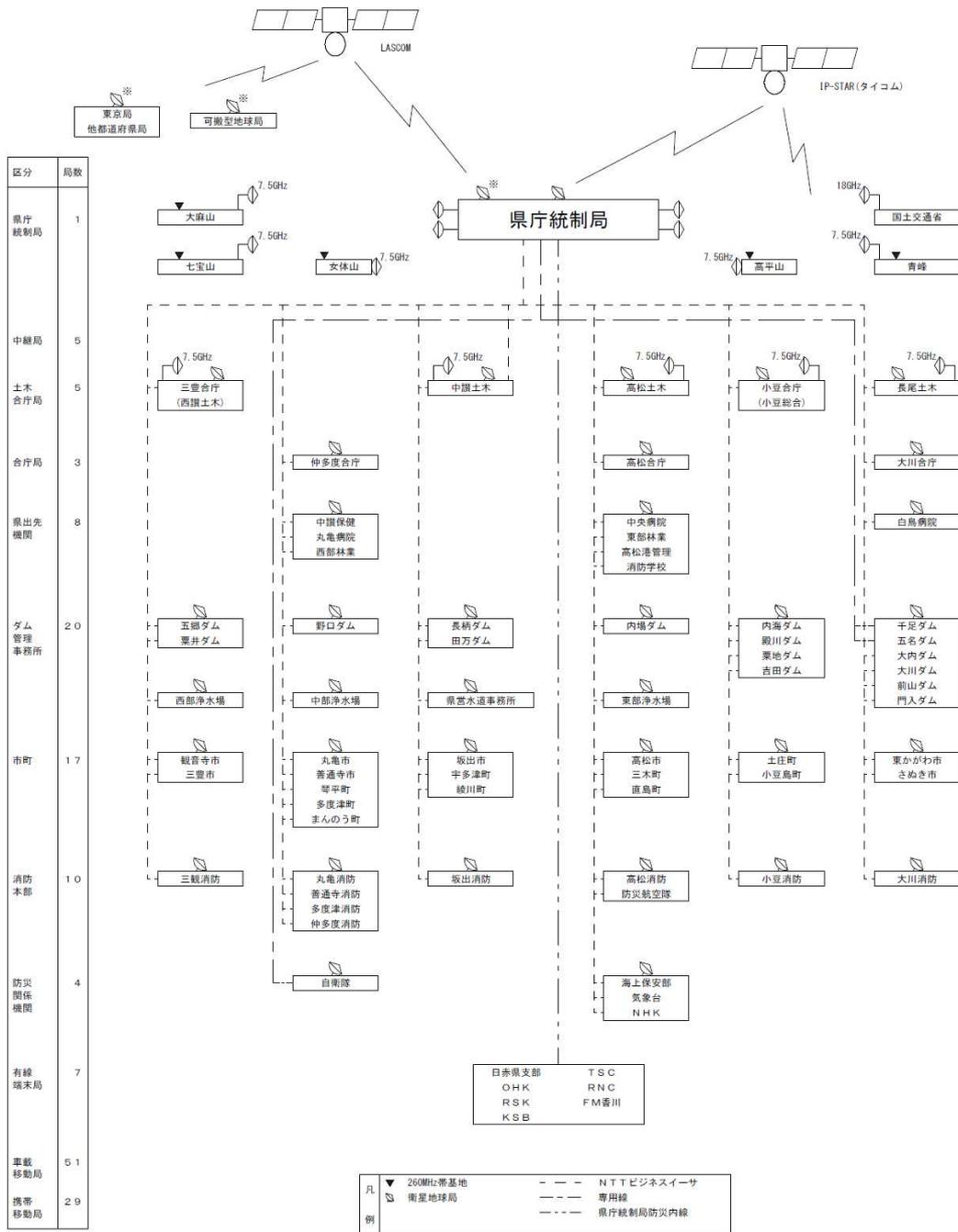
資料 8-2 備蓄物資一覧

(平成 30 年 3 月 1 日現在)

品 目 名	単 位	備 蓄 量
飲料水	リットル	6, 474
乾燥米飯	食	5, 600
〃 (アレルギー対応)	食	500
粉ミルク	g	6, 600
〃 (アレルギー対応)	g	435
ほ乳瓶	本	24
使い捨てほ乳瓶	本	200
食器	セット	400
非常用給水袋	袋	400
毛布	枚	1, 040
不織毛布	枚	400
アルミ転写毛布	枚	250
アルミ毛布	枚	200
小児用おむつ	枚	608
大人用おむつ	枚	752
生理用品	個	560
緊急用ボックストイレ	個	50
簡易トイレ	個	24
トイレキット	個	3, 540
簡易テント	張	32
間仕切り用ダンボール	セット	41
パーテーション	張	80

資料9-1 香川県防災行政無線システム回線構成図

【香川県防災行政無線システム回線構成図】



※ 東京局、他都道府県、可搬型地球局と通信できるのは県庁のみ

資料9-2 災害時優先電話

設置場所	電話番号
秘書課（秘書）	0877-63-6300
秘書課（人事）	0877-63-6301
政策課	0877-63-6303
総務課	0877-63-6302

資料9-3 香川県地方通信ルート

香川県地方通信ルート（①は、通常通信ルート ②～は、非常通信ルート）

善 通 寺 市	善通寺市役所（防災管理課 TEL 0877-63-6338 FAX 0877-63-6350 県防(音声)204-501(FAX)204-581)
	①——香川県（危機管理課）
	②……善通寺市消防本部——高松市消防局——香川県（危機管理課）
	③……丸亀警察署——県警察本部——香川県（危機管理課）
	④……国土交通省善通寺国道維持出張所——四国地方整備局——香川県（危機管理課）
	⑤……JR善通寺駅～～JR高松駅……香川県（危機管理課）
	⑥——香川県（衛星携帯電話）衛星携帯電話で通信可能

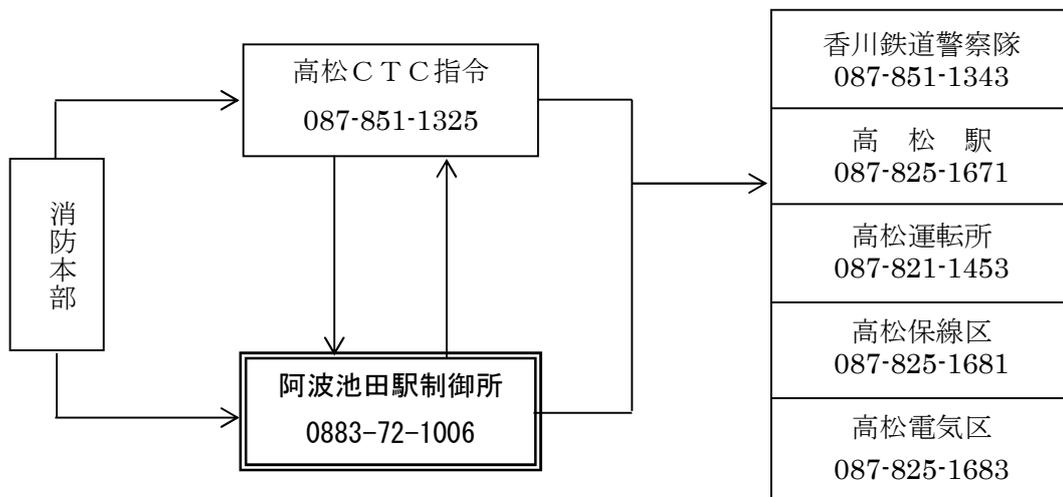
◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

- 参考 □香川県危機管理課 TEL087-832-3183（直通）、087-831-1111（代表） FAX 087-831-8811
 県防(音声)【衛星又は、地上(無線)】-200-5062 又は、-200-7-2435
 (FAX)【102(衛星)又は、101(地上)】-200-5801 又は、5802
 □善通寺市消防本部 TEL 0877-64-0119 FAX 0877-62-0119
 □丸亀警察署 TEL 0877-22-0110
 □国土交通省四国地方整備局善通寺国道維持事務所 TEL 0877-62-1471 FAX 0877-62-3083
 □四国旅客鉄道(株)善通寺駅 TEL 0877-62-0101

資料9-4 鉄道災害時の連絡表

<鉄道事業者の連絡先>

- ・ 善通寺駅 62-0101
- ・ 多度津駅 33-2201
- ・ 琴平駅 73-4171
- ・ 阿波池田駅制御所 0883-72-1006
- ・ 高松CTC指令 087-851-1325



※保線区、電気区は夜間不在

- ※高松CTC指令のエリア
- | | | | |
|-------|----|---|-------|
| 瀬戸大橋線 | 児島 | ～ | 宇多津駅間 |
| 予讃線 | 高松 | ～ | 松山駅間 |
| 高德線 | 高松 | ～ | 徳島駅間 |
- ※阿波池田駅制御所のエリア
- | | | | |
|-----|-----|---|------|
| 土讃線 | 多度津 | ～ | 高知駅間 |
|-----|-----|---|------|

(資料：善通寺市消防本部)

資料9-5 緊急通行車両の標章及び確認証明書

(1) 緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(2) 緊急通行車両確認証明書

第	号		年	月	日
緊急通行車両確認証明書					
			知	事	印
			公安委員会		印
番号標に表示されている番号					
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）					
使用者	住所				
	氏名				
通行日時					
通行経路					
備考					

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

資料 10-1 避難所一覧

番号	名称	所在地	電話	面積 (㎡)	収容 人数 (人)	災害別				
						洪水	土砂	地震	市内ため池	満濃池
1	子ども・家庭支援センター	文京町2-2-2	63-6365	432	108	△	○	○	△	△
2	善通寺市武道館(案)	文京町4-1-2				○	○	○	○	△
★3	西中学校	文京町4-1-1	62-2340	1,050	262	○	○	○	○	△
★4	中央小学校	文京町4-5-1	62-1616	720	180	△	○	○	○	△
	中央分館	文京町4-5-1	62-1616	120	30	○	○	○		
5	中央公民館	善通寺町6-10-25	62-4969	137	34	○	○	○	○	△
★6	東中学校	生野本町2-14-1	62-2360	840	210	△	○	○	△	△
★7	南部小学校	生野町2990-1	62-0702	550	137	○	×	○	○	○
8	南部幼稚園	生野町2880-1	63-0156	126	31	○	×	○	△	△
9	南部公民館	大麻町1306-1	62-5685	140	35	○	○	○	○	△
10	生野分館	生野町1282-2	62-2962	54	13	△	○	○	△	△
11	高橋会館	大麻町138-3	73-5830	72	17	△	△	○	○	×
★12	西部小学校	善通寺町1146	62-0701	550	137	○	×	○	△	○
13	西部公民館	善通寺町1146	63-2391	142	35	○	○	○	△	○
★14	東部小学校	稲木町450-1	62-0703	800	200	△	○	○	○	△
15	東部公民館	稲木町380-3	62-5684	135	33	○	○	○	○	△
★16	与北小学校	与北町1238	62-0704	550	137	○	○	○	△	○
17	与北公民館	与北町1245-2	62-0601	139	34	○	○	○	△	○
18	善通寺隣保館	与北町2870-23	62-3224	241	58	○	○	○	○	×
19	東原教育集会所	与北町2961-1	63-2378	84	21	○	○	○	○	×
★20	竜川小学校	原田町306-1	62-0705	540	135	○	○	○	△	△
21	消防団第6分団屯所	原田町1424-1	-	79	19	○	○	○	○	△
★22	市民体育館	金蔵寺町398-6	62-7400	2,693	673	△	○	○	△	△
★23	筆岡小学校	中村町1575-2	62-0706	550	137	○	○	○	○	△
24	筆岡公民館	弘田町288	62-0603	135	33	○	○	○	○	△
★25	吉原小学校	吉原町2811	62-0707	550	137	○	○	○	△	○
26	吉原公民館	吉原町1569-1	62-0604	130	32	○	○	○	○	○

凡例 ○：開設可能 △：条件付で開設可能(二階を使用など) ×：開設不可 ★：緊急避難場所

緊急避難場所：「緊急避難場所(きんきゅうひなんばしょ)」とは、災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所のことで「避難場所」ということもあります。

避難所：「避難所(ひなんじょ)」とは、災害によって避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行う施設のことです。

【福祉避難所】

番号	名称	所在地	電話	収容人数
1	特別養護老人ホーム 仙遊荘	仙遊町2-3-43	62-7332	10人
2	特別養護老人ホーム 明日香	原田町1561-5	63-8080	10人
3	特別養護老人ホーム 白百合荘	与北町1680-1	62-2998	10人
4	特別養護老人ホーム まほろば	仙遊町2-3-40	62-3015	5人

※避難者の中に、要配慮者がいる場合、市からの要請で開設されます。

【補充的避難所】

番号	名称	所在地	電話	収容人数
1	香川県農協善通寺支店 大ホール	上吉田町6-12-1	64-0626	124人
2	〃 麻野出張所 2階会議室	生野町586	62-0712	30人
3	〃 上郷出張所 2階会議室	善通寺町1922-1	62-0713	18人
4	〃 与北出張所 2階会議室	与北町2096-1	62-2030	26人
5	〃 筆岡出張所 2階会議室	中村町1527-1	62-1290	26人
6	〃 吉原出張所 2階会議室	吉原町374-1	62-1184	18人
7	〃 龍川出張所 2階会議室	原田町305	62-0076	25人
8	宗教法人 徳善寺 大和講総本部 流祖殿	金蔵寺町1176	62-0763	60人
9	学校法人四国学院 第3 共生館第5 体育室(1階) 第6 体育室(3階) ミーティングルーム(2階)	文京町3丁目2-1	62-2208	289人
10	総本山善通寺 いろは会館3階大広間	善通寺町 3-3-1	62-0111	100人

※補充的避難所を開設した場合は市役所からお知らせします。

資料 10-2 避難勧告等の標準的な意味合い

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	<p>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1 への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2 を行う。
避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1 への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2 を行う。

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

出典：避難勧告等に関するガイドライン①（H29.1）

資料 10-3 避難勧告等の発令の参考となる情報（河川等の氾濫）

下記については、避難勧告等の発令に当たり、参考とすべき情報であり、具体的な発令に当たっては、河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断するべきである。

	洪水予報指定河川 (〇〇川洪水予報)	水位情報周知河川	左記以外の中小河川、 内水 等
河川の 性格	<ul style="list-style-type: none"> 洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が可能な河川 直轄 109水系 193河川 都道府県 19水系 29河川 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予想が困難な河川（以下にある河川の規模で発表できるか要検討） 直轄、都道府県併せて約2000河川 	<ul style="list-style-type: none"> 左記以外のリアルタイムの水位観測ができない中小河川、または水路等
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 一定時間後（※1）に危険水位に到達すると予測される ※1 避難行動要支援者の避難に要する時間内で、河川管理者からの情報がある程度の精度で確保できる時間 	<ul style="list-style-type: none"> 危険水位から一定時間（※1）の水位変化量を差し引いた水位に到達した（※2） ※1 避難行動要支援者の避難に要する時間内で、河川管理者からの情報がある程度の精度を確保できる時間 ※2 上流の降雨状況や降雨予測等による洪水発生の可能性にも考慮 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 破堤につながるような漏水等の発見 一定時間後（※2）に危険水位に到達すると予測される ※2 避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間 	<ul style="list-style-type: none"> 危険水位から一定時間（※3）の水位変化量を差し引いた水位に到達した（※4） ※3 避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間 ※4 上流の降雨状況や降雨予測等により、危険水位に達しないことが明らかである場合を除く 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で浸水が拡大 排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる
避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> 堤防が決壊 破堤につながるような大量の漏水や亀裂等発見 水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故） 危険水位 到達 		<ul style="list-style-type: none"> 近隣で浸水が床上に及んでいる 排水先の河川の水位が高くなり内水ポンプの運転停止、水門閉鎖

・上記については、特に水位に関する情報等は基準が明瞭である反面、既往実績をベースに水位が設定されていたり、予測モデルの定数も設定されているため、既往の洪水や想定を上回る洪水等に対しては、予定したタイミングで情報が周知されない場合があること等、市町村長も情報の持つ意味、性格等を理解することが必要である。

・河川管理者が、あらかじめ提供するタイミング、内容を決定する際には、市町村と十分な情報交換を行うことが必要である。

・雨量規模と浸水との関係については、市町村と気象台は十分な意見交換を行うことが必要である。

・既存の洪水予警報や、新たに設置する特別警戒水位到達をこれらと関連づける方向で検討する必要がある。

・また、これらの情報の入手方法、経路についても明確にしておく必要がある。

・河川の特長による参考とすべき情報の違いについては、図Aも参照のこと。

※なお、詳細は職員初動マニュアルによる

	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)
洪水予報河川	<ol style="list-style-type: none"> 1: 指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が避難判断水位である〇〇mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 2: 指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が危険危険水位に到達することが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合) 3: 軽微な漏水・浸食等が発見された場合 4: 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1: 指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が危険危険水位である〇〇mに到達したと発表された場合(又は当該市町村・区域の危険水位に相当する〇〇mに到達したと確認された場合) 2: 指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が堤防天端高(又は背後地盤高)を越えることが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合) 3: 異常な漏水・浸食等が発見された場合 4: 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 <p>※4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1: 決壊や越水・溢水が発生した場合 2: A川のB水位観測所の水位が、危険危険水位である(又は当該市町村・区域の危険水位に相当する)〇〇mを越えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高(又は背後地盤高)である〇〇mに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合) 3: 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4: 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)
水位周知河川	<ol style="list-style-type: none"> 1: A川のB水位観測所の水位が避難判断水位である〇〇mに到達した場合 2: A川のB水位観測所の水位が水防団待機水位(又は氾濫注意水位)を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> ①B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合) 3: 軽微な漏水・浸食等が発見された場合 4: 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 <p>※避難判断水位、氾濫注意水位、水防団待機水位のいずれもが設定されていない場合、1、2の代わりにして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の①～③を参考に目安とする基準を設定し、発令することが考えられる</p> <p>※2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択すること</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1: A川のB水位観測所の水位が危険危険水位(洪水特別警戒水位)である〇〇mに到達した場合 2: A川のB水位観測所の水位が氾濫注意水位(又は避難判断水位)を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> ①B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 ③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合) 3: 異常な漏水・浸食等が発見された場合 4: 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 <p>※2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択すること</p> <p>※4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1: 決壊や越水・溢水が発生した場合 2: A川のB水位観測所の水位が堤防高(又は背後地盤高)である〇〇mに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合) 3: 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4: 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)
その他河川等	<ol style="list-style-type: none"> 1: A川のB水位観測所の水位が〇〇m(水防団待機水位等)に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> ①B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合) 2: 軽微な漏水・浸食等が発見された場合 3: 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 <p>※1については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択すること</p> <p>※水位を観測していない場合、1の代わりにして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の②または③を参考に目安とする基準を設定して発令することが考えられる。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1: A川のB水位観測所の水位が〇〇m(氾濫注意水位等)に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> ①B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 ③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合) 2: 異常な漏水・浸食等が発見された場合 3: 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 <p>※1については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択すること</p> <p>※3については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること</p> <p>※水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、1の水位基準に代わり、上記②または③を参考に目安とする基準を設定し、カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1: 決壊や越水・溢水が発生した場合 2: A川のB水位観測所の水位が堤防高(又は背後地盤高)である〇〇mに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合) 3: 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4: 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)

※避難勧告等の発令基準としては、水位を最も重要な判断材料とする。その上で、水位上昇の見込みに関する情報を組み合わせる。

出典：避難勧告等に関するガイドライン② (H29.1)

(注) 洪水等が発生した際、洪水予報等の防災情報は、迅速に伝達されるだけでなく、情報の受け手である住民や伝達者でもある市町村の防災担当者、報道機関に正確に理解され、的確な判断や安全な行動につながる内容や表現であることが重要であるため、国土交通省と気象台により、防災用語の見直しが行われた。

(旧名称)	(見直し)
水位情報周知河川	水位周知河川
危険水位	氾濫危険水位
特別警戒水位	避難判断水位
危険水位	氾濫危険水位
洪水注意報	氾濫注意情報
洪水警報	氾濫警戒情報

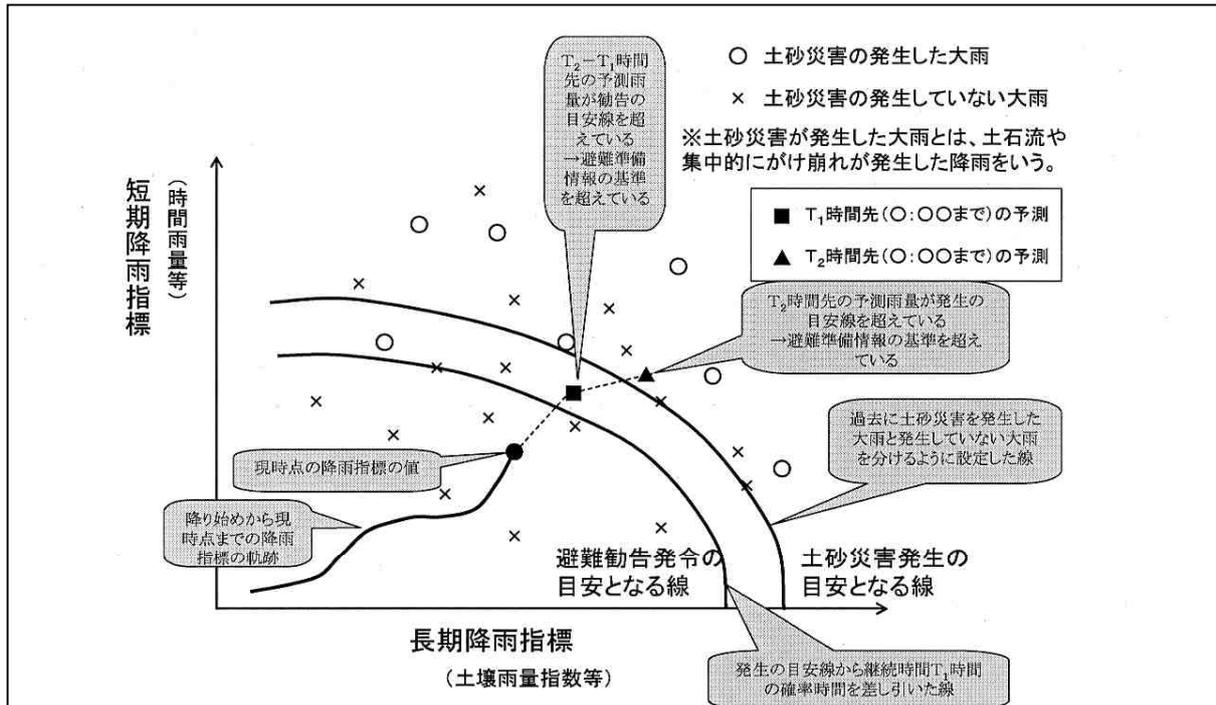
資料 10-4 避難勧告等の発令の参考となる情報（土砂災害）

・下記については、避難勧告等の発令に当たり、参考とすべき情報であり、具体の発令に当たっては、大雨時の避難そのものにも危険が伴うこと等を考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には十分早期に発令するなど、溪流・斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断すべき

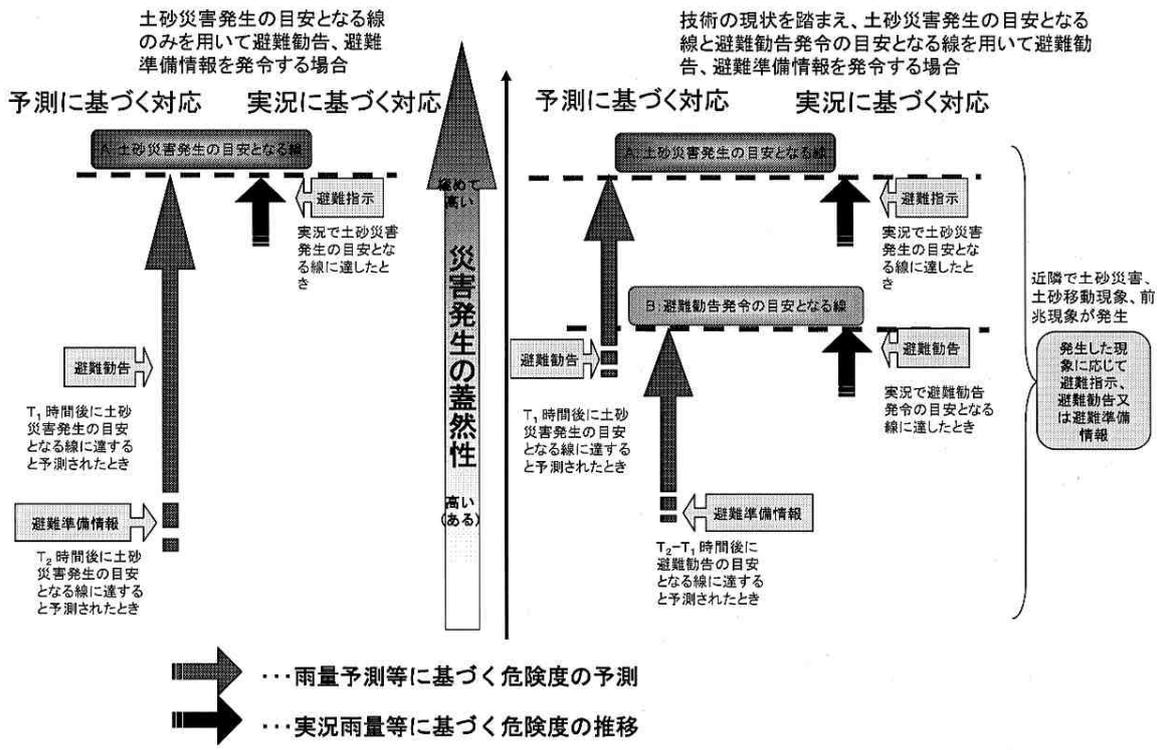
	土砂災害警戒区域（もしくは土砂災害危険箇所）
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた・量に変化）の発見 ・降雨指標値が、一定時間後（※1）に「土砂災害発生の目安となる線」（※2）に到達すると予測される ・降雨指標値が、一定時間後（※3）に「避難勧告発令の目安となる線」（※4）に到達すると予測される <p>※1 避難行動要支援者の避難に要する時間内で、降雨予測がある程度の精度を確保できる時間 ※2 土砂災害発生の危険性を評価する降雨指標を定め、過去の土砂災害記録や降雨の特徴を用いて設定したもの ※3 （※1）の時間から（※5）の時間を引いた時間 ※4 土砂災害発生の目安となる線から、ある程度の確率で一定時間（※5）に降ると考えられる雨量を差し引いたもの</p>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）の発見 ・降雨指標値が、一定時間後（※5）に「土砂災害発生の目安となる線」に到達すると予測される ・現在の降雨指標値が、「避難勧告発令の目安となる線」に到達 <p>※5 避難に要する時間内で、降雨予測が一定の精度を確保できる時間</p>
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害が発生 ・近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）の発見 ・現在の降雨指標値が、「土砂災害発生の目安となる線」に到達

- ・「土砂災害発生の目安となる線」と「避難勧告発令の目安となる線」は、都道府県が、発現頻度、予測精度を勘案し、気象台や市町村と十分な情報交換を行った上で設定
- ・既存の大雨注意報や、新たに運用を開始する土砂災害警戒情報をこれらと関連づける方向で検討する必要あり
- ・また、これらの情報の入手方法、経路についても明確にしておく必要あり
- ・なお、上記表は土砂地災害のうち土石流や集中的に発生するがけ崩れを想定したものであり、大規模崩壊や地すべりについては個別状況に応じて別途検討するものとする
- ・上記表に関して、「土砂災害発生の目安となる線」の意味と、これらの情報を用いた避難勧告等発令のイメージを、図B～Cに示す

※なお、詳細は職員初動マニュアルによる



図B 土砂災害発生の危険性を評価する降雨指標 (イメージ)



図C 土砂災害に対する避難勧告等の発令 (イメージ)

出典：避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン (H17.3)

※避難勧告の発令を判断する際には、土砂災害警戒情報 (資料4-6) を指標とする。

資料 10-5 土砂災害の前兆現象

土砂災害の種類	前兆現象	説明
土石流	近くで山崩れ、土石流が発生している	周辺の斜面や溪流は地形・地質や降水量がほぼ同じである場合がほとんどであり、近隣で崩壊や土石流が発生している場合は、隣接する溪流でも土石流の発生する可能性が高い。
	立木の裂ける音や巨レキの流れる音が聞こえる	溪流の上流部で土石流が発生したために、巨レキがぶつかる音や立木の折れる音などが下流まで聞こえる現象。
	溪流の流水が急激に濁りだしたり、流木などが混ざっている	溪流の上流部で土石流が発生し、土砂や倒木が溪流に流入、その後、流下してきたときに認められる現象。土石流発生につながる可能性が高い。
	降雨が続いているにもかかわらず、水位が急激に減少し始める	溪流の上流で崩壊が発生し、河道を埋塞して天然ダムが形成され、溪流の水が貯留されたために認められる現象。天然ダム決壊により土石流が発生する可能性が高い。
	異様な山鳴りがする	溪流沿いの斜面内部の地下水の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面全体が岩塊として変異(移動)して山鳴りが生じる現象。崩壊が起こり土石流発生につながる可能性が高い。
	異様なおい(土臭い、ものの焼けるにおい、酸っぱいにおい、木のおい等)がする	溪流の上部で崩壊等がすでに発生し、巨レキ同士がぶつかり合うときのおいや崩壊土砂による土のおい、崩壊に伴って発生した流木のおいなどが考えられる。
	溪流付近の斜面が崩れだしたり、落石などが発生している	溪流沿いの斜面が崩れやすくなっている。大規模な崩壊が発生した場合、土石流発生の引き金となる。
	溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない	溪流に新たな、または過度の地下水の供給が生じているときに認められる現象。土石流発生の引き金となる。
がけ崩れ	斜面に亀裂ができる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の弱い部分に沿って変異(亀裂)が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
	小石が斜面からばらばらと落ち出す	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の表層部の比較的弱い箇所から落石が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
	斜面から異常な音、山鳴り、地鳴りが聞こえる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面全体が岩塊として変異(移動)するとともに異常な音が発生する現象。崩壊に至る可能性が高い。
	斜面にはらみがみられる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面に変異が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
	普段澄んでいる湧き水が濁ってきた、水の吹き出しがみられる	地盤内部に新たな水道の形成または地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
	湧き水の急激な増加、あるいは減少・枯渇が認められる	同上
地すべり	地鳴り	地すべりブロック(土塊)の急激な移動により、地鳴りが発生する現象。
	家鳴り	地すべりブロック(土塊)の急激な移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変位が生じ、建物等の家鳴りが発生する現象。
	根の切れる音	地すべりブロック(土塊)の急激な移動により、すべり面沿いやブロック境界付近の根が切断され、その音が聞こえる現象。
	地面の振動	地すべりブロック(土塊)の急激な移動により、地面の振動が発生する現象。
	木の枝先の擦れ合う音(風のないとき)	地すべりブロック(土塊)の急激な移動により、ブロック上の木々が擦れる現象。
	亀裂や段差の発生・拡大	地すべりブロック(土塊)の移動により、その周辺部で亀裂や段差が発生・拡大する現象。
	地表面の凹凸の発生	地すべりブロック(土塊)の移動により、その周辺部で凹凸が発生する現象。
	擁壁のクラックや押し出し	地すべりブロック(土塊)の移動により、その末端部で擁壁の押し出しやクラックが発生する現象。
	舗装道路やトンネルのクラック	地すべりブロック(土塊)の移動により、移動ブロックの境界付近を通過している道路やトンネルにクラックが発生する現象。
	電線の弛みや引っ張り	地すべりブロック(土塊)の移動により、移動ブロックと外部との間に変位が生じ、その地域に設置されている電柱間で電線の弛みや引っ張りが認められる現象。
	建物等の変形(戸の締まりが悪くなる。壁に隙間ができる)	地すべりブロック(土塊)の移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変位が生じ、建物等の変形が発生する現象。
	橋等に異常を生じる	地すべりブロック(土塊)の移動により、移動ブロックの境界にある橋梁に変位を生じる現象。
	落石や小崩壊の発生	地すべり末端付近の斜面で、地すべりの急激な変動のため落石や小崩落が発生する現象。
	地下水の急激な変化(枯渇や急増)	地盤内部に新たな水道の形成または地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
	地下水の濁り	同上
	湧水の流量の変化(枯渇や急増)	同上
	湧水の濁りの発生	同上
新しい湧水の発生	地すべりブロック内部の地下水位が急激に増加したため認められる現象。地すべり内部の水圧が上昇し、地すべりブロックを滑らす力(滑動力)が増大する。	

出典：避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(H17.3)

資料 11-1 自主防災組織の現況

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

組織数	隊員数	組織されている地域の世帯数 (A)	総世帯数 (B)	組織率 ($A/B \times 100$)
8	894	14,514	14,514	100.0

資料 11-2 市内の文化財

(1) 文化財一覧

(平成 26 年 3 月 1 日現在)

区 分	国指定文化財	県指定文化財	市指定文化財	登録文化財	総 数
国 宝	2				2
重要文化財	9				9
史 跡	2	2	3		7
有形文化財		3	16	43	62
無形民俗文化財		2	1		3
名 勝	1				1
天然記念物	1	2	1		4
総 数	15	9	21	43	88

(2) 国指定文化財

区分	名称	所在地	所有者	指定年月日
国宝	(工) 金銅錫杖頭	善通寺町 3-3-1	善通寺	S 56. 6. 9
	(書) 一字一仏法華経序品	〃	〃	S 28.11.14
重要文化財	(絵) 絹本著色智証大師像	金蔵寺町 1160	金倉寺	M34. 3.27
	(彫) 木造地藏菩薩立像	善通寺町 3-3-1	善通寺	M34. 3.27
	(彫) 木造吉祥天立像	〃	〃	M34. 3.27
	(彫) 木造天太玉命座像	大麻町 241	大麻神社	M34. 3.27
	(彫) 木造彦火瓊々杵命座像	〃	〃	M34. 3.27
	(絵) 善通寺伽藍并寺領絵図	善通寺町 3-3-1	善通寺	S 60. 6. 6
	(考) 割竹形石棺	文京町 3-3-1	善通寺市	H 5. 6.10
	(建) 旧善通寺偕行社	文京町 2-1-1	〃	H13. 6.15
	(建) 善通寺金堂・五重塔	善通寺町 3-5	善通寺	H24.12.18
史跡	有岡古墳群 野田院古墳	善通寺町 2380-196	善通寺市ほか	S 59.11.29
	磨臼山古墳	善通寺町、生野町		
	鶴が峰四号墳	〃		
	丸山古墳	善通寺町		
	王墓山古墳	善通寺町 1785-1		
	宮が尾古墳	善通寺町 3214-45		
	天霧城跡	吉原町、碑殿町	善通寺市ほか	H 2. 5.16
名勝	象頭山	大麻町	金刀比羅宮	S 26. 6. 9
天然記念物	象頭山	大麻町	金刀比羅宮	S 26. 6. 9

資料 11-3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 高齢者等の要援護者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,516,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出する費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,516,000円以内とする。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等数人以上に供与する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,130円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全半壊（焼）、流失、床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物質の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800
			冬	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600
冬	9,800		12,700	18,000	21,400	27,000	3,500		
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限の部分1世帯当たり 574,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内						

資料編				
学用品の給与	住宅の全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（※2）、中学校生徒（※3）及び高等学校等生徒（※4）	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当り次の金額以内 小学校児童 4,400円 中学校生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内 （文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は課価額その他 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当り 大人（12歳以上） 210,200円以内 小人（12歳未満） 168,100円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実績	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当り3,400円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り 5,300円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 135,100円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 22,200円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 15,500円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 15,700円以内 救急救命士 15,500円以内 土木技術者、建築技術者 16,500円以内 大工 20,800円以内 左官 21,600円以内 とび職 21,400円以内	救助の実施が認められる期間以内	1 時間外勤務手当は、日当の額を基礎とし、県の常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内。 2 旅費は、日当の額を基礎とし、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の規定により定められた額の範囲内において、県の常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内。

※1 この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

※2 義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。

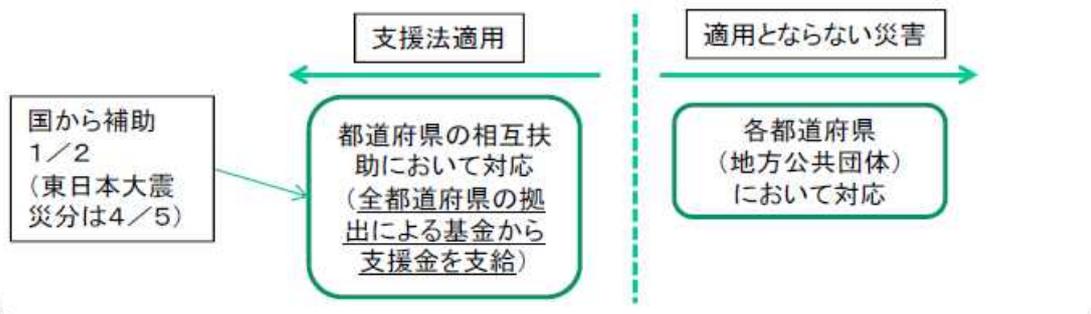
※3 義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。

※4 高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒

資料 11-4 被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



2. 制度の対象となる自然災害

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等(別添参照)

3. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

4. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (3. ①に該当)	解体 (3. ②に該当)	長期避難 (3. ③に該当)	大規模半壊 (3. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

5. 支援金の支給申請

- (申請窓口) 市町村
- (申請時の添付書面) ①基礎支援金: リ災証明書、住民票 等
②加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- (申請期間) ①基礎支援金: 災害発生日から13月以内
②加算支援金: 災害発生日から37月以内

別添

制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村

<参考>

災害救助法施行令 別表第1(第1号関係)

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30
5,000人以上 15,000人未満	40
15,000人以上 30,000人未満	50
30,000人以上 50,000人未満	60
50,000人以上 100,000人未満	80
100,000人以上 300,000人未満	100
300,000人以上	150

災害救助法施行令 別表第2(第2号関係)

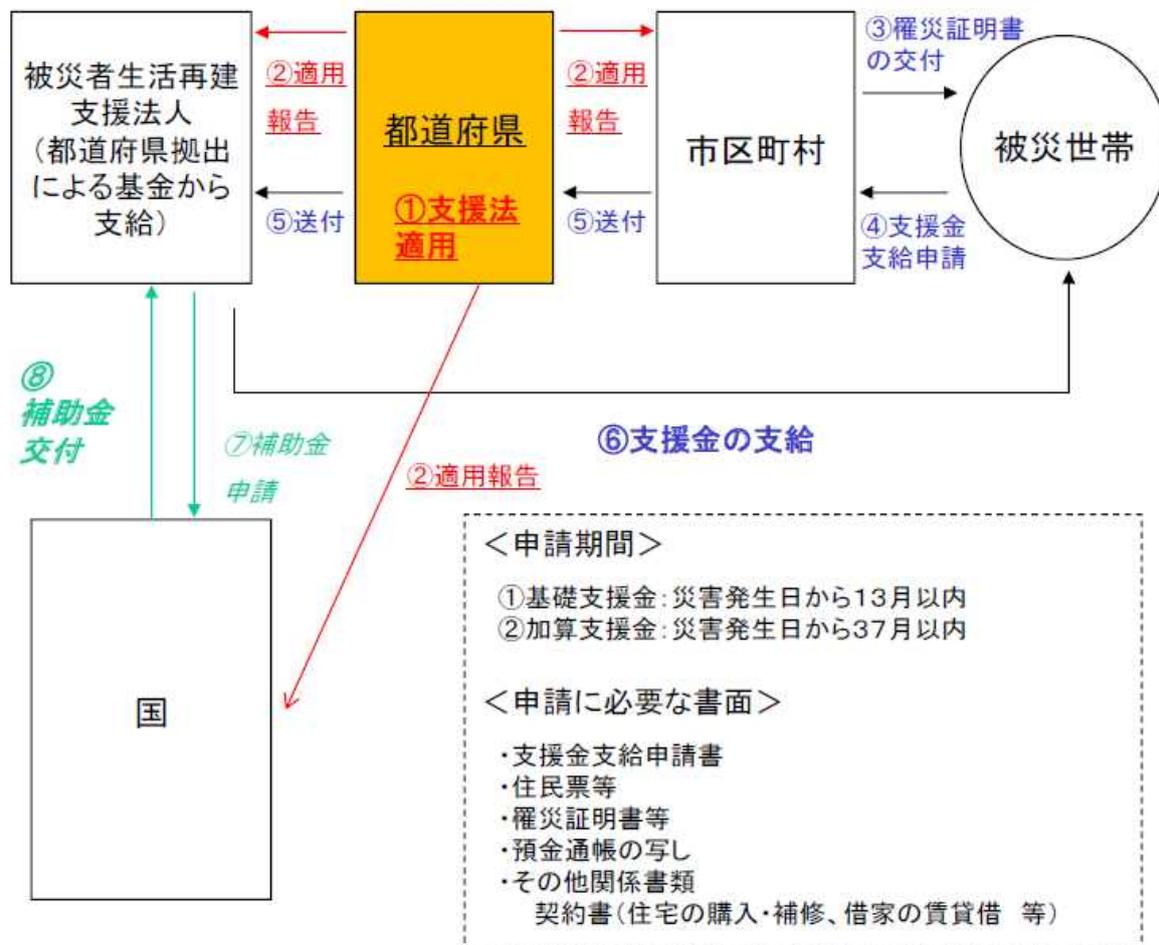
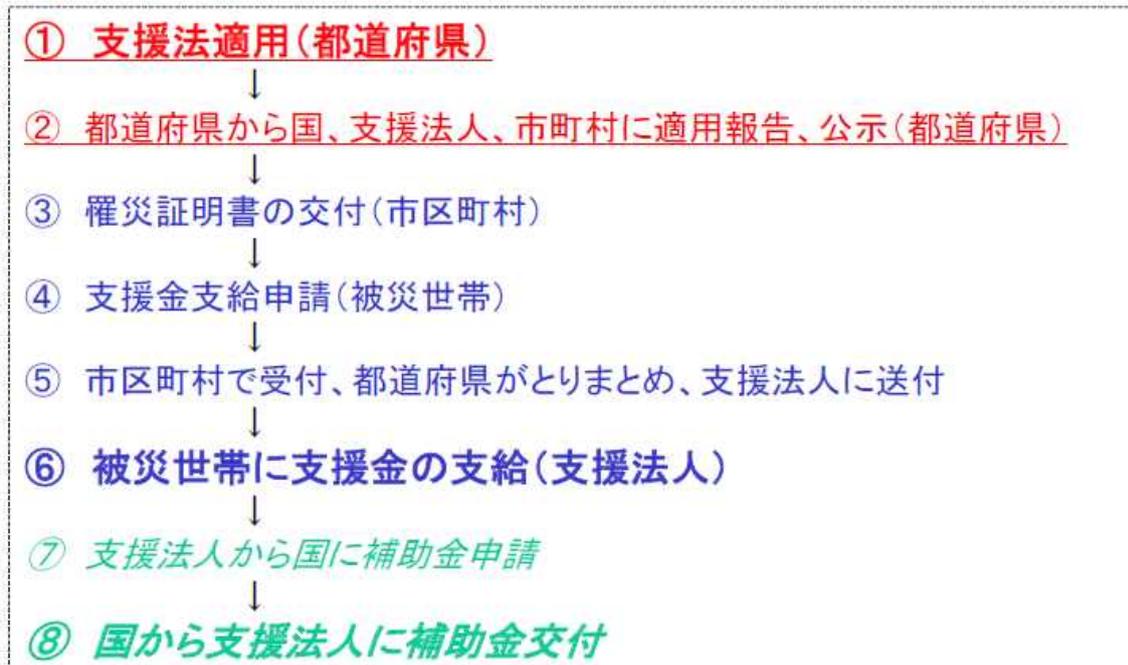
都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

※住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、半壊2世帯、床上浸水3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなされる

- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
 ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
 ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
 ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る) 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)

※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)

支援金支給までの手続き



出典：内閣府防災情報